

る待遇並に裁判の公平なりや否やに注意すべしと定めたり(第十六條)。

軍艦と外國の官憲との公の通信は必ず其地に駐在する軍艦所屬國の外交使節又は領事を経由す但外交使節又は領事其地に在らざるときは直接に通信を爲すを得(軍艦外務令第八條)。

國家の元首又は外交使節の專用の爲に使用せらるる船舶は特權に關して軍艦の如く取扱はる軍艦旗を掲げずして國家の役務に従事する公船に付きては異論あるも營利的事業に關係せざる此種の公船は特權に關して軍艦の如く取扱はんとするの傾向を見る。

第十九章 國際關係の進捗及維持の方法

第一 國際の談判又は商議

國家は其國際法上の能力の範圍内に於て其相互の間に其代表權限を有する機關に依りて國際の談判又は商議を行ふ外務大臣、大使及其他の外交使節が之を行ふを原則とすれども時に元首が自ら之を行ふことあり又外交官の資格を有せざる使節の之を行ふことあり戰時に於ては軍事指揮官が戰時規約を結ぶ談判を行ふ國際談判又は商議の目的は或は兩國間の現在の爭議を平和的に解決するに在ることあるべく或は他國に關する政治上の問題に付き意見を交換するに在ることあるべく或は將來の國家行爲に關する約束を爲さんとするに在ることあるべく或は戰時に於て軍に關する一時の規約を結ぶ爲めなることあるべし國際法は國際談判又は商議に關して別に形式を定むることなし。書面、口頭孰れにても之を行ふを得重要な談判は書面を用ゆること多きも複雑なる問題に關する

談判(例は媾和談判)は口頭にて之を行ひ議事書の段落毎に議定書又は始末書を作るを常とす。

國際談判の際外交使節が本國より受けたる文書を読むことあり此場合には請求あれば駐在國の外務省に該文書の謄本を残さざるべからず若し謄本を與ふるを拒めは外務大臣は文書の朗讀を聽くことを拒むを得べきなり(一八二五年カンニングは倫敦駐劄の露國大使が南米の西班牙領植民地の獨立に關して本國より受けたる文書の謄本を英國外務省に残すことを拒めるより露國大使が該文書を読むを聽くことを拒めり)

國際談判又は商議は數國間に於て國際會議に依り行はるることあり國際談判又は商議の目的が將來の國家行爲の約束に關する場合には談判が成功せば普通之に關する條約が結ばるるに至る國際會議に於ける所謂一般決議書又は最終決議書は一種の條約に外ならず。

第二 國際會議

國際會議は國際的の利害に關係ある問題を審議する爲め多數の國家の代表者の正式に會合するものとす。

國際會議は普通之を區別して二種と爲し列國公會及列國會議と爲す此二者の間に學理上の精密なる區別を設くること困難なり概して言へば政治上の重要な國際的問題を議する爲め元首又は國家の重臣が會議するときは列國公會と稱するが如し但重要な問題を議する會議なるも或は國際法の原則を議し或は軍備廢止若は義務的仲裁裁判に關する事項を議するが如き會議は之を列國會議と稱するを常とす(第一及第二平和會議)

國際會議に加はるを得る國家は獨立國(所謂主權國)に限るとの説あるも苟も國際法上の行爲能力が有する國家は其能力の範圍内の事項に關し會議に加はるを得べきなり。

國際會議に於て諸國は或は數名の全權委員を派することあるも特約なければ一國一票を有するに過ぎず。國際

會議に出席する全權委員は會議の開かるる國に對する其本國の信任狀を携ふるを要せず單に會議に關する全權委任狀を有するを以て足る全權委任狀は會議の始めに各國全權委員が相互に相呈示し相檢閱す。

國際會議に代表者を出さざる國家は會議の決議に拘束せられざるは言を俟たざるも國際會議に代表者を出せる國家も會議の多數決の故を以て強ひらるることなしとす。

國際會議は招請國又は會議を開かるる國の外務大臣を議長とするを普通の慣例とするも是れ國際法上一定せる所にあらず複雑なる事項を審議する爲め委員會を組織するを常とす議事毎に議定書又は始末書を作る會議に列せる各國代表者の一致せる點は會議の最終決議書又は一般決議書中に之を掲げて調印を爲す決議書の外に許多の條約を作ることあり(維納會議及平和會議)又決議書を作らずして宣言又は條約を作ることあり(倫敦海戰法規會議)決議書に調印するに當り其中の條款の解釋又は適用に關し宣言又は留保を爲し得決議書中に明に會議に關係せざりし國の將來決議書に加はるを認むることあり決議書は一種の條約にして其效力の確定するには批准を要す。

第二十章 國際法上の法規關係及國際法上の事實

第一 國際法上の法規關係概説

國際法上の法規關係は國家間の關係たるを原則とす國際法の主體は原則として國家に限ればなり故に次の二の結果を生ず。

(1) 異なる國家に屬する個人間の法規關係は直接に國際法上の關係を成すこと無し所謂國際私法の原則は概

して國際法の原則にあらずして國內法の原則なりと云ふべし但國家は國際私法に關する立法行爲に付き條約に依り國際法上の法規關係を有することを得べく又國際慣例に依り斯の如き立法行爲に付き國際法上の法規關係を生ずることあり得べきなり。

(2) 一國と他國家に屬する個人との間に直接に國際法上の關係を生ぜず。例ば一の外國人が其在留國に於て法律の保護を受くることは個人に屬する國際法上の權利として存するものにあらず外國人の在留國に於て享有する權利は在留國の國內法上の權利に外ならず唯在留國は國際法上外國人の所屬國(本國)に對して其國內法に依り法律上の保護を該外國人に對して與ふるの國際法上の義務を負ふことあるのみ「交戦國は中立人の禁制品輸送、封鎖侵破等の行爲を妨ぐるの國際法上の權利あるも是れ中立國の個人に對する關係に於て有する權利にあらず交戦國の中立國個人に對する直接の關係は交戦國の國內法上の關係にあらずれば事實上の關係たるのみ唯其關係が中立國の其所屬個人を保護する一般的權利を制限する點より交戦國は中立人の屬する中立國に對する關係に於て戰爭の目的に有害なる個人の行爲を防遏する爲に行ひ得べき處置の範圍に關して國際法上の權利義務を有するに至るなり。

或は國際法上の法規關係の特徴の一として其權利義務の内容が國家の主權の作用なるを要するを説くものあり然れども對等なる國家間の關係なるときは主權の作用に直接の關係なき金錢上の貸借又は其保證の問題等と雖も國際法上の法規關係を生ずることを得るものと云はざるべからず但國際法上一國の領域内に於て其主權の専ら行はるるを認むる結果として一國家が他國家の領域内に於て該國の國內法の管轄に屬する財産關係を作るとき(例ば土地の所有權を取得するとき)は是れ其國の國內法上の關係に外なら

ざるは言を俟たざるなり。

第二 國際法上の事實概説

國際法上の事實とは國際法上の法規關係の發生、消滅及變更に關係する事實なりとす。國際法上の事實は左の如きものを含む。

- (1) 國家の行爲以外の事實。
 - (A) 全く人意に基かざる自然的事實(例ば地震に因る土地の陥落、時の經過)。
 - (B) 國際法の主體にあらざる自然人等の行爲(例ば海賊の行爲、中立國個人交戰國を援助するの行爲)。
- (2) 國家の國內法上の行爲(主として主權の發動たりとす)。
- (3) 國家の國際法上の法的行爲及違法行爲。
 - 今(3)に擧げたる國際法上の法的行爲及違法行爲に關して説くの必要あり。

第三 國際法上の法的行爲

國際法上の法的行爲とは國際法上の效果即ち國際法上の法規關係の發生、消滅又は變更を致さしむべき行爲なり國際法上の法的行爲中最も重要なものは條約にして次章に於て詳述すべき所なり。

或は國際法上の法的行爲は常に生者間の行爲なりと爲す者あるも必しも然らず存在する人格者を消滅せしむるの行爲(併合)又は新に人格者を發生せしむるの行爲(國家の承認)たることあり。

- (1) 國際法上の法的行爲に含まるる意思表示は國家の權限ある機關が之を行はざるべからず。

(イ) 國家の元首及外務大臣は特別の全權委任を待たずして國家の爲に如何なる意思表示をも行ひ得。

但元首及外務大臣の行ふ意思表示に付きては國內法上の制限を存することあり。例ば元首の行ふ意思表示に付き議會の同意を要するとし外務大臣の行ふ意思表示に付き元首の認可を要すると爲すか如き是なり此場合に於ては國際法は國內法上の制限も國際法上の事實として之を認めて果して元首又は外務大臣の行へる意思表示が國家の意思表示と認むべきや否やを決するなり。

(ロ) 外交使節は其全權委任の範圍内に於ては國家を代表し其範圍内に於て行ふ意思表示は派遣國に對して國際法上の效果を生ず但條約締結に付きては別に元首の批准を要す。外交使節の普通の職務に於ける全權委任の範圍は國際慣例に依り定まり而して特別の任務に關しては全權委任狀に依りて範圍を定む。

(ハ) 國家の國際法上の意思表示を行ふの權限を有せざる官吏の行ふ意思表示は國際法上の效果を生ずる爲には國家の追認を要す。例ば軍艦が無主の土地の先占に關する實際の行爲を行ふも其國際法上の效果を生ずるが爲には國家の追認を要す。

- (ニ) 私人の行ふ意思表示の國際法上の效力を生ずるには國家の追認を要す。
- (2) 意思表示にして對手國に傳達するを要するものは之を受くるの權限ある對手國の代表者が之を受けたる後にあらざれば其國際法上の效果を生ぜず。普通外務大臣より其國駐劄の外國大使に傳へ若は大使より駐劄國の外務大臣に傳ふ但效力發生の時期に關して縱令外務大臣より其國駐劄の外國大使に意思表示を傳ふるも未だ大使の本國政府に知られざる間は效力を發生せずと認むべきことあり。

(3) 意思表示には明示的なるあり默示的なるあり默示的の意思表示ありと云ふを得べき爲には少なくとも法律上の状態の變動を正式に告知せられ之に抗議すべき機會あるも抗議を爲さざりしことを要す。默示的の意思表示の存する爲に要すべき告知は對手國に傳へられざるべからず。但對手國に傳へたる以上は對手國の相當機關が受信を承認するも單に告知を聞き置く旨を述べざるも可なりとす。受信の拒絶されたる時は告知は效力を生せず。既に起り又は起らんとする法規上の状態の變更は該變更に依り權利を害さるべき國家に告知せざるべからず而して權利を害さるべき國家が權利を保存するには抗議を爲すべきものとす若し黙して止むときは新なる法規上の状態の變更と兩立せざる權利を拋棄せるものと認むべきに至る。

(4) 國際法上の意思表示に條件附と然らざるものとあり條件にも解除條件と停止條件とあり。

(5) 國際法上の意思表示の形式は一定せざるも文書を以て之を行ふを通則とす。

(6) 國際法上の意思表示は國家の爲に意思表示を爲す機關たる個人に加へられたる強制の故を以て之が無効を主張することを得。戰時規約及媾和條約等も亦此規則の例外をなすものにあらず但國家自身に加へられたる強制の故を以て意思表示が無効とするを得ず。國際法上の意思表示に付き國家の爲に意思表示を爲す機關たる個人が重大なる錯誤を爲せる場合又は對手國の機關に依る詐欺を存せる場合には錯誤又は詐欺に依り不利益を受くる國家は法的行爲の無効を主張し得べきなり。

國際法上の法的行爲中條約は之を別章に詳論すべきを以て今國際法上の法的行爲中の宣言、告知、抗議、拋棄承認等の單獨行爲に付き述ぶる所あらんとす。

(A) 所謂宣言中其實は條約にして數國の間に將來守るべき規則を約定するものあり(一八五六年の巴里宣言、一八六八年のピーターズブルグ宣言、一九〇九年の倫敦宣言)此種の宣言は法理上條約と異なることなきなり茲に特に述ぶるを要するは單獨行爲たる宣言なりとす單獨行爲たる宣言にして過去に於ける行爲の説明又は辯明を爲し又は或事項に關する意見又は其目的の説明を爲すものあり是等の宣言中重要なもの無きにあらずるも他國家の權利義務に關係する法的行爲にあらず茲に法的行爲の種類として擧ぐるを要する宣言は他國家の權利義務に關係するものにして其中種々のものを含めり。開戦の宣言、中立の宣言、交戦國の戰時禁制品と認むる貨物の品目の宣言等はなり。

(B) 告知とは法規上關係ある或事實を他の國家に通知するものなり。告知にも種々の種類のものあり國家元首の變更の告知、國家の政體の變更の告知、征服に依る併合の告知、新外務大臣の任命の告知、戰爭の開始の告知、封鎖の告知等はなり。一定の場合に於て告知を爲すことが條約上の義務と爲ることあり。例ば(第二回平和會議の開戦に關する條約の定むる所)戰爭開始を中立國に通知するの告知又は(第二回平和會議の國際紛争平和的處理條約の第八十四條の規定する所の)許多の國の間の條約の解釋を二國間には仲裁裁判に付する場合の他の締約國に對する告知又は(倫敦宣言の第十一條に規定する所の)封鎖の宣言の告知の如き是なり。

(C) 抗議とは一國が他國の既に行ひ又は將に行はんとする行爲に對して異議あることを他國に正式に告ぐるものなり抗議は或は權利保存を目的として行ひ或は抗議を爲す國家が或行爲を認許若は承認せざることとを告ぐるを目的として行ふ抗議は告知を受け又は其他の方法に依りて知れる他國の行爲に關して該國に

提出するを得べきものにして若し一國が國際法上の權利を害せらるると思考する行爲の行はれたるを行爲を行へる國の告知に依りて知りながら抗議を爲さざるときは斯の如き權利を拋棄したるものと認めらるるに至るなり。又告知を受けざるも他の方法に依りて事實を知れるときは抗議を爲さざれば場合に依り權利を拋棄せりと認めらるることあり得べきなり。但事情に依り單純なる抗議を行へるのみにて何等の他の行爲を爲さざるときは抗議の目的とする權利の保存に充分ならざることあり。

(D) 拋棄とは權利の任意の拋擲なり。拋棄は明示的なることあり。默示的なることあり。例ば若し甲國が乙國の領土たる一島嶼を占有するとき乙國が新なる占有の事實を知りながら之に抗議せざるときは默示的に權利を拋棄せりと看做すべきなり。

第四 國際法上の違法行爲

國際法上の違法行爲とは一國家が他國家の國際法上の法益を害するの行爲なり。國際法上の違法行爲は一般的の國際法規に違反する場合あり又は條約の規定に違反する場合あり。違法行爲に關して注意すべき點は左の如し。

- (1) 國際法上の違法行爲の主體にして該行爲に基く國際法上の責任を負ふものは原則として國家なりとす。
- (2) 國際法上の違法行爲を行ふの能力を完全に有するものは國際法上の行爲能力を完全に有する國家に限る。國際法上の行爲能力を有せざる國家(例ば北米合衆國內の各州)は國際法上の違法行爲を行ふの能力を有せず。又國際法上の行爲能力を限定せらるる國家(例ば埃及の如き從國)は其限定されたる行爲能力の存する範圍内に於てのみ違法行爲を行ふの能力を有す。

- (3) 國際法上の違法行爲は常に國際法上の法益を害するものなり。
- (4) 國際法上の違法行爲は常に國家に對する所の侵害なり。但場合に依りては物質的に言へば直接に個人が害を被むることあるも其國際法上の違法行爲となるは個人の屬する國家に對する國際法上の法益の侵害を含むが爲めなりとす。
- (5) 國家は自己の國際法上の違法行爲に因り責任を負ふ以外に於て其特別の關係を有する者の行爲に基き國際法上代位的責任を負ふことあるは既に國家の責任を説くに當りて之を述べたり。

第二十一章 國際條約

第一 契約の定義及其國際法上の地位

條約とは數國家間の國際法上の權利義務の發生、消滅若は變更を致すべき合意なり。

(1) 條約は合意なり。條約は其廣義に於ては條約協約一般決議書又は最終決議書宣言取極協定規約議定書等の名稱の如何に關せず苟も國家間の合意なれば總て之を含むものなり。又覺書又は外交書の交換に依る國家間の約束をも含むものとす。

(2) 條約は國家間の合意なり。羅馬法皇の舊敎國と宗教上の事項に關して結ぶ所の教法協約は條約と云ふを得ず。

(3) 條約は國際法上の權利義務の發生消滅變更を致すべき合意なり。一國が他國の主權の範圍内の事項に關

して私人と對等の位地に立ち私人の資格にて該他國又は其國の私人と結べる合意は國際法上の條約にあらず。

條約は直接には政治上若は經濟上等の目的の爲に結ぶことあり。又直接に國際法の規則に關係する目的の爲め結ぶことあり直接に國際法の規則に關係して結ばるる條約の中多數の國家が將來に向て新なる國際法の原則を定めんとするものあり(所謂立法條約)又少數の國家が現在の國際法の原則に付き解釋を一定し若は國際法の原則に對する例外を約せんとするものあり。

條約は國際法上重要な地位を占め國際法の規定を發生せしめ其效力を與ふる事實を以て淵源と爲すの意義に於て條約は國際法の淵源の一たり。國家が條約に基きて取得する權利は國家の基本權に對する獲得權に屬す。條約が國際法上拘束力を有する理由に關しては既に前に之を述べたり。

第二 條約の成立の要件

條約の成立には(1)條約の主體即ち條約締結國に締約能力具はること(2)條約締結を委任されたる國家の機關の權限具はること(3)自由なる意思の一致を存すること(4)條約の目的が不法又は不能ならざること等の要件を要す。

第三 條約の主體及機關

條約の主體は國家なるべきは勿論なるも一の條約の有效に成立する爲には更に條約の主體が該條約の定むる事項に關して條約を爲すの能力を有するを要す。單純なる獨立國は苟も不法又は不能ならざる以上は如何なる事項に關しても當然條約締結の能力を有すとす其他の國家に至りても其有する行爲能力の許す範圍内に於て結べる條

約は有效なりとす。

條約の主體の爲に條約締結に當る機關の何たるやは國內法の定むる所に依るべきも他國家に對して國際法上の意思表示を行ふの權限を有する機關に限るは言を俟たず。普通の條約は國家の元首が其名に於て締結權を行ふを常とす。但元首が直接に談判し且署名調印する例なきにあらざるも(一八五九年のヴィラ・フランカの豫定和約)普通の手續は元首が所謂全權を委任する談判委員(外務大臣外交使節又は其他の全權委員)が談判に當り且條約案に署名調印を爲し而して後元首が其名に於て批准を爲すものなり。又一種の條約(例は明治三十八年十一月十七日の日韓協約)に於ては元首の名を用ひずして政府又は全權委員の名を以て締結し元首の批准の手續を経ざるあり又元首が一定の事項に關する條約締結權を特に明示的の意思表示を以て一定の機關に委任することあり(例は露國のターケスタン總督の條約締結權英領加奈陀政府の關稅に關する條約締結權)又軍事指揮官は戰時に於て當然一定の戰時規約(降伏、俘虜交換等に關する規約等)を締結するの權限ありと認めらる。普通の條約の締結の談判に於ては談判委員は所謂全權委任狀に依り元首よりして權限を委任せらるのみならず元首より種々の訓令を受くるものとす。

談判委員、委任權限を超て署名調印したるときは理論上に於て國家間の合意存せざるを以て條約成立し得ざるなり既に署名調印されたる條約案も署名調印を爲せる者が權限を有せず又は權限を踰越せるときは學者之を「スポンジオ」(Sponsio)と稱す「スポンジオ」は國家の元首の追認を得れば條約となり得而して追認は批准の形式を以て之を行ふを得べきなり。

元首の條約締結權に對して國內法上の制限を存することあり是等の制限を存するに拘らず元首が締結を爲せる

ときは條約として成立するや否やに關して議論あるも國內法上の制限が條約の執行權を制限するものにあらずして元首の條約の締結權其ものを制限する場合に於ては此種の制限に關係なく元首の締結せるものは眞の國家の合意なりと云ふを得ざるべく從て條約として有効に成立し得ざるべきなり。元首の條約締結權に關する國內法上の制限は我國に於ては存せずと雖も佛國に於ては媾和條約及通商財政等の一定の事項に關する條約は大統領が佛國議會の協力を得ざれば有効に締結するを得ず(佛憲八)又獨逸帝國に於ては境界通商等の一定の事項に關する條約は獨逸皇帝が聯邦議會及帝國議會の協力を得ざれば有効に締結するを得ず(獨憲一、四、一一)又合衆國に於ては總ての條約は大統領が元老院の同意を経るにあらざれば之を約結するを得ず(合衆憲第二節第一餘)元首の條約締結は國內に於ては批准の手續に依り又國際關係に於ては批准交換の手續に依りて完了す批准は既に署名調印を経たる條約に對して與へらるるものとす。批准の何たるやに關しては後に詳述すべきなり。

第四 自由なる意思の一致

條約は合意なるを以て雙方の國家の意思の一致を存せざるべからず。一方の申込は他方の承諾なければ條約として拘束力を生ぜず。又一方より他方に對する一方的の宣言に依り將來の行爲に付き一方的に拘束する所あるも對手國の明示の承諾なければ、條約の拘束力生ぜず條約に關する意思の一致は明示的に與へらるべきものとす。慣例に對立すべき條約は默示の承諾に依りて締結せらるること無しとすべきが如し。

條約の成立は眞の意思の一致を要するを以て意思の一致か自由に行はれたることを要す。然れども此點に於て國際法は國內法と異なる所あり。國家が強國に威壓されたる結果又は戰爭に敗れたる結果として結べる條約も國際法上有效なるものと看做さるるものとす。若し國際關係に於て此種の條約を條約有效と爲さざるときは國際關係の安

固が永久に維持さるるを得ざるに至る且此種の條約を無効とせば現今の國際狀態に於ては弱國は戰爭の際強國の爲に滅されざれば止まざるの現象を生じ却て弱國の不利益と爲るべきなり但國際法上に於ても國家の機關として談判締結に當る個人に對して加へられたる暴行強迫に因りて結ばれたる條約は對手國が之が無効を主張するを得べきものとす。

重大なる錯誤の存せる場合又は對手國の機關の詐欺の存せる場合(例は境界條約が不精密なる地圖に據り又は他方の詐欺を以て變更を加へたる地圖に基きて定められたるとき)には精密に言へば意思の一致なしと云ふを得ざるも是等の場合に於ても意思の一致に重大なる瑕疵あるを以て錯誤又は詐欺に因り不利益を受くる國家は其無効を主張するを得ざるべからず。

第五 條約の目的の可能及適法

條約の目的たる權利義務の内容が(1)不可能なるべからず又(2)不法なるべからず。事實上不可能なる事項を約する條約は無効なるを以て其不履行に因り責任を生ずること無しとす。

國際法上不法なる事項を約する條約は無効なりとす例は公海自由の原則たる國際法の強行的規定に反して公海の占領を約する條約は無効なりとす。此場合にも不履行に因り責任を生ぜず。

一國が第三國と結べる條約上の義務と相容れざる義務を目的とする條約を後に結べる場合には前に結べる條約に依る義務と相容れざる後の條約の部分は當然無効と爲すの説廣く行はるるも前の條約の權利者が其條約上の權利を主張し後の條約の解消を要求するの權利を條約の對手國に對して有するに止まると爲すを正解と信ず。從て前の條約に基く權利者が締結の事實を知らながら抗議を爲さざれば權利拋棄を爲せるものと看做され後の條約が

有効に行はれ得例は一八七八年の露土戦争の際結ばれたるサン・ステファノ條約は一八五六年の巴里條約及一八七一年の倫敦協約と兩立せざる條項を有するの故を以て英國が抗議し伯林會議開かれて伯林條約の議定を見たり當時サン・ステファノ條約は當然無効と認められざりしなり。

條約締結國が第三國に義務を負はすことを定むる條約は無効なりと説く學者あるも此種の條約は其表見の文句に拘らず締結國が該第三國をして條約の目的とする行爲又は不行爲を行はしむることに盡力すべきを約するの趣意を有するに過ぎざるを常とするを以て一概に無効なりと云ふを得ず。且(從國に對する)主國又は(甲種保護國に對する)保護を與ふる國家が其名に依り從國又は保護國の行爲又は不行爲に關する條約を結び得べきことに注意せざるべからず。

不道德なる内容を有する條約は無効なりとすること許多の學者の唱ふる所なり。是等の學者は例ば奴隸賣買を獎勵するを約し又は誘因なくして共に第三國を攻撃するを約する條約の如きは始めより無効なりと爲す。然れども現今の状態に於ては條約を無効ならしむるに足るべき所謂不道德の標準を定むること實際上困難にして此點は未だ確定せる國際法規を以て認め得ざるなり。但將來國際法が發達し殊に國際仲裁司法裁判の制度確立するに及ばば國際に於ける公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする締結は無効とするの規則確立するに至るべきなり。

第六 條約の形式

條約は其有效なる爲に特別な形式を要件とすること無しとす。故に締結國の意見の一致が存すること明白となれるときは條約が締結されたりと云ふを得。

國家の合意は必しも書面を以て之を締結するを要せずと雖も國家の合意は之を精確明瞭ならしめ後日の紛議を避くるを要するを以て極めて稀なる場合の外は書面を以て之を行ふを常とす。書面を以てする場合にも單に元首又は外務大臣の署名する外交文書の交換に依りて之を結ぶこと無きにあらずとも通常の場合には慣例上定められる一定の方式を備へたる條約案に雙方の全權委員が署名調印を爲し之に對して元首が批准を行ひ而して後批准を相交換することに依り確定的に締結せらる。

普通の條約には前文あり特定の目的の爲に某々の國の元首某々が某々を全權委員として條約の締結に當らしめ各委員が相互的に全權委任狀の良好妥當を認めたることを記載す。而して本文に於て先づ條約の實質に關する規定を設け本文の後の部分に於て批准、條約の有効期間又は第三國の加入等に關する規定を置く本文の後に全權委員の署名あり。

國家の合意には種々の名義あり狹義の條約及協約の二者の間には理論上區別を立つるを得ず。慣例上媾和條約通商條約等には條約の語を用ひ郵便電信協約、領事職務協約又は國際法規を定むる諸協約等には協約の名を用ふ宣言の名が一種の條約を表はすに用ひらるる場合に於ても其法理上の性質は他の條約と異なることなし。唯實際に於て國際法規を定むる場合に於て締結國間に有效なる特別の國際法上の規定を作る趣意の場合には協約の名を用ひ既存の國際法規の認定解釋に關して締結國の一致せる所を表白する趣意を有すと主張する場合には宣言の名を用ふる傾向あるも法理上より言へば其名の協約たるに拘らず協約國間のみ效力あるべきものにして法理上の性質に於て異なるべきものにあらず。又國際會議の決議は條約又は協約として調印せらるることあり國際會議の決議が一般若は最終決議書に記載さるる場合に於ても其内容が國際條約の實質と同じくして且其全權委

員の署名調印を経たるときは一種の條約に外ならず。但一般又は最終決議書の中に記載する事項も單に國際會議の全會一致又は多數にて行へる希望を表はすの決議として記載する事項は當然會議に代表者を出せる諸國を拘束するの力なきものと爲さる。(第二平和會議の最終決議書参照) 又議定書に依り條約の適用、解釋若は意義の制限に付き全權委員の名義を以て批准を経ずして協定を爲すことあり又。取極、協定、議定書等の名を以て批准の手續を経ずして政府が結ぶ條約あり。又戰時規約は軍指揮官の當然締結の權能を有すると認めらるる所なり。

第七 條約の批准

條約の批准は全權委員に依り署名調印せられたる條約に對し普通元首の與ふる所にして國家が條約を承認する手續なりとす。條約は全權委員の調印に依り成立すと雖も(此點反對説廣く行はる)批准を要すべき一般の條約に在りては調印は批准を條件として條件附にて條約を成立せしむるものにして條約の拘束力を確定するは批准を待たざるべからず。條約の實施力の發生も條約なければ概して批准交換の時より生ずると看做さる。此點に付きて區別を立てて論ずべきは後に述ふる所なり。普通の批准に於て縱令批准を行ふべきことを特に明言せざるも批准は署名調印に依り條件附にて成立せる條約を確定的に成立せしめ其拘束力を確定せしむる爲に必要なる條件にして批准なき間は批准の拘束力確定せず。又批准の拒絶あれば條約は調印ありたるに拘らず消滅するものとす故に批准は條約の有效に成立する爲めの停止條件たりと云ふべし。

或は批准に依り始めて國家の意思が表示さるるとし批准は批准に依り始めて成立するものにして署名調印は單に條約案を定むるに過ぎずと爲すものあり。然れども國際の慣例の實際を考ふれば調印に依り條約成り批准を要すべき一般の條約に在りては單に拘束力が批准に至るまで確定せず。又批准の一般的の實施力が多數説に依れば

當事者の反對の意思表示なければ批准又は批准交換の時より發すと看做すに外ならずして署名調印の時既に條約成立するものと云はざるを得ず故に條約に付き全權委任を有する者が(イ)署名調印を爲せる時に重きを置き(ロ)條約文中に屢々批准の留保の條款若は批准を何時迄に行ふべきやを定むる條款を置く又(ハ)一旦(何等の留保を爲さずして)署名調印を経たる條約は分割し又は變更して批准し得ずと爲す又(ニ)或場合に於て豫め批准を要せずして其調印の時日より直に實施することを得べき條約を結ぶことを認めらるることあり(例ば一八四〇年七月十五日の埃及に關する倫敦條約の議定書及一八八〇年のモロッコの保護民に關する條約) 又(ホ)或種の條約に於ては署名調印の日より一種の實施力を生ずること認めらる。例ば媾和條約の署名調印の時より休戦の效力を生じ又或學者の説及英米佛等の諸國の慣例に依れば割讓條約に依る割讓地の人民の國籍の變更等の將來の行爲に關せざる條約の國際間の實施力は署名調印の時より生ずるが如き是なり又(ヘ)條約の種類に依りては全く批准を要せざるものあり(例ば戰時規約、或種の取極、協約、議定書)

批准は條約締結權を有する機關之を行ふ普通の場合には國家の元首之を行ふものとす。元首が一定の事項に關する條約批准權を特に明示的の意思表示を以て一定の機關に委任することあり。又或種の事項に關して國內法上元首の條約締結權に制限を存し元首が批准を與ふる前に或種の國家機關の議決を要することあり。批准は元首が全權委員の談判協定し署名調印せる條約を嘉納することを表示する所の書面に依りて之を行ふ行爲にして國際法上に於ては批准の交換に依りて批准が完成するなり批准書は國家の元首が署名調印し外務大臣が副署するを常とす。批准書中に條約の全文を掲ぐることあり或は單に條約の名稱、前文、調印の時日、調印せる代表者の氏名等を掲ぐるに止むることあり。批准は國際關係に於ては批准の意思表示の國際的に完成するとき即ち批准書の謄本

の交換に依り始めて完成するも數多の國家の間の條約に於ては相互的に交換する代りに一箇所に寄託を爲すの手續を行ふを以て足れりとする事あり。

多數の學者は默示的批准なるもの存するを説き國家の元首が批准を行はざるも條約を實施せば默示的の批准を存すと看做すべしとす。然れども批准は必ず書面を以て行ひ書面の交換に依り國際法上完成する形式的行爲にして書面に依り正式に批准を爲さずして條約が有效なりと認めらるることあるは會々以て批准を要すると認めらるる普通の條約に在りても條約の成立には其性質上必しも批准なる形式的行爲を要することなく苟も國家が條約の確立を認むるの意思を明示的又は默示的に表示するときは條約が其效力を確定することを示すものなり。

國際法が普通の條約に付き原則として批准を要するを認めたる理由二あり。國家をして全權委員の署名調印の後更に條約全體に關して國家の種々の利害より打算して再考を爲すの餘地を得せしめんとせること其一なり又條約は許多の國內法に於て議會の協賛を得ざれば效力を認められざることあるを以て議會の協賛を得ざる時は條約を撤回するの機會を國家に與へんとせること其二なり。第一の理由は交通の利便發達し全權委員が迅速に本國政府の訓令を請ふの便宜加はり全權委員が專斷に署名調印すること少きに及びて益々其價值を減する傾向あるも第二の理由は今日に於て上述の如き法制を有する國多きを以て其價值猶衰へざるなり。

今日に於ては普通の條約に對しては縱令批准を爲すことを明言する條款を設けざるも國際慣習法上批准を待ちて始めて條約拘束力が確定するものなり。且多數説に従へば條約の一般的の實施力も反對の明言なければ批准交換の時より發生するものと爲す。然れども批准を必要とせざる特種の條約を存す。國家の元首自身の談判調印する條約は特に國內法上の制限を存せざる場合には批准の手續を経ずして完成す。又元首以外の國家機關も其當然

の權限内に於て批准を要せざる國家の合意を締結することあり。(例ば軍指揮官の戰時規約を結ぶが如きはなり)又特に一定の事項に關して元首以外の機關に批准を待たずして條約を締結するの權限を與ふることあり(例ば印度總督は英國王の名を以て一定の亞細亞の君主と批准を経ずして條約を結ぶの權限を與へられ露國の土耳其斯坦の總督も露國皇帝の爲に同様の權限を與へらる)。

條約の批准は何時まで之を爲すべきやに付き批准に關する條款中に之を明記する條約あり或は斯の如き條款中に單に成るべき丈け早く批准すべきを定むることあり。批准の時期を明定せざる場合に於て相當の時期の間に批准を爲さざるとき又は其明定せる場合に於て定まれる時期の間に批准を爲さざるときは批准拒絶と認め得べきものと信す。

條約を批准すると批准を拒絶するとは國際法上批准を爲すの機關が自由に行ひ得べき所なり。固より相當の理由なくして一旦全權委員の署名調印せる條約の批准を拒むは國際の不信用を招く所以にして今日に於ては國際禮讓に反すと認め得べきを以て何國も已むを得ざるにあらざれば之を行はざるべきも現今の國際法上に於て批准を拒むことに關する法律上の制限を存すと云ふを得ず。縱令相當なる理由なければ國際法上批准を拒むを得ざることと定むるも相當なる理由の何たるべきやを限定すること困難なるべし實際に於て條約の批准を拒める事例許多存せり(例ば一九〇〇年二月五日署名調印されたる大西洋と太平洋とを連絡する運河に關する合衆國及英國間の「ヘー・ボンスフォート」條約)或は國際法の著書に於て道徳上正當の理由なければ批准を拒絶し得ずと爲し其正當の理由と認むる場合を列擧するものあるも是れ國際法の議論と道徳の議論とを混同するものにして不可なりとす。

批准は條約の拘束力を確定し批准前條件附にて成立せる條約は批准交換後完全に成立するに至る。而して條約の實施力も多數説に依れば反對の特約なき以上は批准又は批准交換の時より發生すと認むべしとす。但實施力に付きて特に批准に先ち例ば全權委員の署名調印の時より直に之を發生せしむることを明的し得べく又或學者の説に依れば將來の行爲に關せざる條約の實施力は遡りて署名調印の時より發生すべきものとす。

一國が自國の全權委員の權限を踰越せるを知りて拘らず批准を爲せる條約は完全に成立す。又一國が全權委員の署名調印を経たる條約に付き重大なる錯誤又は詐欺に因りて無効を主張し得べきに此事實を知りながら批准を爲さば條約は完全に成立するに至る。

批准は既に調印に依り條件附に成立せる條約に對する嘉納の意を表するものなるを以て條約全體に對して與へられざるべからず。國家が調印を経たる條約に變更を加へて批准するは批准拒絶と同視すべきなり。但許多の國の間の條約に付き調印の際留保を爲せる國は留保なせる條款を除き其他の條款のみに付き批准を與ふること認めらるるに至れり。(例ば佛國は一八九〇年七月三日ブリュッセル奴隸反對會議の一般決議書を批准するに當り第二一條乃至第二三條及第四二條乃至第六一條を除いて批准せり) 又批准に際して條約中の條款字句の解釋に關して一定の解釋を取ることを條件として批准を爲すことあり得べきなり。(例ば英國政府は倫敦宣言に關して同宣言の解釋を與へたる同會議の編纂委員會の報告が效力ありと認められ且宣言中の曖昧なる字句が一定の意味を與へらるることを條件とするにあらざれば宣言を批准せざるべしと爲せり)

第八 條約の效力

條約は締結國を羈束するものにして第三國は宗主權又は保護權の關係等の特別の關係に基くにあらざれば他國

間の條約に依りて拘束を受くること無きものとす。故に是等の特別の關係の場合を除きては第三國は他國間に締結されたる條約に基き權利若は義務を有するに至ること無しとす。所謂最惠國條款を有する第三國が他國間に締結されたる條約に依り實際の利害上に影響を受くることあるも是れ他國間に締結されたる條約の權利義務が締結國の一方に對して最惠國條款の利益を有する第三國に直に及ぶものにあらず。又兩國間に締結する條約に於て第三國の利益に關して約定する所あるも未だ第三國は之に依り條約上の權利を得るものにあらず。(例ば一九〇一年の英米兩國間のパナマ運河に關する「ヘー・ポロスコフト」條約は總ての國民の船艦に對して運河を開放するを定む)

第三國が他國間に既に結ばれたる條約に加盟するときは條約上の權利義務を得るに至ることは言を須たす。加盟中學者に依り「アクセッション」と「アドヒージョン」とを區別し前者は第三國が既存の條約の當事國となり原條約締結國と全く同様なる權利義務を負ふに至るを指すとし而して「アドヒージョン」第三國が既存の條約の規定の一部又は其定むる原則の一部に關して既存の條約に加はるを謂ふと爲す。然れども斯の如き用語の區別は實際に於て明確に認められず。

條約は締結國自身を拘束するも國際法上於ては直接に其臣民を拘束するものにあらず。故に條約上締結國の臣民の權利義務に關係ある事項を定むるときは締結國の國內法上特に條約自身に法令の效力を與ふる概括的の規則を存するにあらざれば條約の定むる所を實行する爲め締結國は別に臣民の國內法上の權利義務を變更すべき國內法上の手續を爲さざるべからず。

條約は締結國を拘束するを以て縱令締結國の政府、政體又は王統等の變更あるも國家の人格に變更なき以上は

條約は依然該國に對して有效なるものとす。但特定の政體又は王朝の存續を以て條約の效力存續の明示的又は默示的の條件と爲せる條約は是等の政體又は王朝の倒ると共に條約が效力を失へりと認むべきに至る (rebus sic stantibusの原則)

普通條約の效力として概括的に説く所のものを分析して研究するを要す。所謂條約の效力に付き條約の拘束力と條約の實施力とを區別せざるべからず。拘束力は條約の當事國を拘束する力なり。實施力は條約の目的たる權利義務の内容となれる作爲又は不作爲の實行を爲さしむるの法規上の力なり。實施力は拘束力を離れて存在し得ざるも條約の拘束力の發生の時期は必しも條約の實施力の發生の時期と一致せずして普通の場合に於て既に條約の拘束力生じて未だ其實施力を生ぜざる時期を存すること猶國內法上の法令の拘束力既に發生して猶其實施力の發生せざる時期あるが如きなり(法例一)。

條約の拘束力の發生する時期は國際法の規則に依り定まるべきものなれども之に反して實施力の定まるべき時期は各條約に付き當事者の意思に依りて定まるべきものにして實施力の發生する時期に關しては國際法は當事國が條約中に特に之を明定せざる場合に於て適用する爲に多數の場合に於ける當事國の意思を推測して通則を定むるに過ぎざるなり。

現今の多數の學者は條約の效力は國家の元首の批准に依りて始めて發生すると概言すと雖も余は條約の拘束力は既に全權委員の調印に依りて批准を停止條件とする條件附のものとして發生し唯拘束力の確定ならしむる爲に批准なる條件の成就に待つあるものなりとす。批准の條件は批准交換又は(寄託を以て交換に代ゆる場合には)最後の批准寄託の時に於て成就するものとす。而して條約の實施力發生の時期に關する通則は國際法が當事國の普

通の場合の意思を推測して定むる所にして當事國が條約中に特に實施力發生の時期を明言せざるときは將來特別に行ふべき行爲に關する權利義務に關しては批准交換の手續の完了の時を以て實施力を發生すると爲すを通則とすべく將來特別に行ふべき作爲に關する實施力に付きては(反對説あるも)該國の調印の時より實施力を發生すると爲すを通則とすべきものと思惟す。

同盟條約即ち防禦若は攻撃の爲に相互的に應援を爲すことを約する條約に於て同盟義務發生原因(Causa Ficta)なるものを存す是れ應援を實施する義務を發生する條件にして斯の如き條件と爲れる事實發生せば條約の定むる所に從ひて應援を行はざるべからざるに至る。

擔保條約即ち締結國の一方が他方に一定の目的(例ば現に有する土地を安全に保有する等)を確むることに力を盡すべきを雙務的又は偏務的に約する條約に於て反對の明言なきときは擔保國の盡力を爲すの義務は種々の事情及條件の影響を受くるものと解せざるべからず。例ば普通の擔保に於ては(イ)擔保されたものが擔保者に助を求めざるべからず(ロ)擔保國は自衛の必要上擔保の目的の爲に力を盡す能はざるときは援助を爲さずして可なり(ハ)擔保されたる國が其行動に關し擔保國の忠告に従はざるときは援助を爲さずして可なり(ニ)擔保條約の明示的又は默示的の效力存續の條件と認むべき事情に變更ありたるときは擔保條約が效力を失へりと認むべきに至ることあり。擔保は各箇的又は單純なる擔保及連合的擔保の區別に依り效力の差異を生ず普通の解釋に依れば各箇的擔保の場合には各擔保國は他に擔保國あれば之と共に其國の防禦手段を執るの協議を爲すべきも被擔保國の要求に應じ單獨にても防禦を行ふの義務あり。連合的擔保の場合には各擔保國は他の擔保國と協議し共同に防禦手段を執るの義務を有するものにして先づ他の擔保國と共同の防禦手段に付き協議を爲すべきものなるも各

擔保國が單獨に防禦に當る義務なしとす。但連合的擔保に在りても擔保國中の一、二の國が擔保の目的を侵し又は共同の防禦手段を執ること拒むも他の多數の擔保國が共同して防禦手段を執るべきものとす。各箇的且共同の擔保は其實際の效力に於て各箇的の擔保と異なるなし各箇的擔保國が一の條約に依り多數生ずる場合に此語を用ゆるのみ。

通商條約に關して最惠國條款に付き研究するの要あり後節に述べし。

第九 條約履行の擔保方法

條約履行の擔保に關して昔時は種々の方法用ひられたり。宣誓、人質、質入、土地占領及第三國の保證等其著しきものとす。

宣誓は昔時條約履行擔保方法として屢々行はれ十六七世紀に於ても猶行はれしも十八世紀中宣誓に依り條約の履行を確むるの慣習は漸次衰へたり(宣誓の最後の例は一七七七年の佛國及瑞西間の同盟條約の際行はれたり)是れ宣誓は之を行ふ個人を拘束する效力ありとするも國家が君主と判然區別され且立憲政治廣く行はるるに及び宣誓を行ふ人を拘束するを以て満足する能はざるに至り自ら衰ふるに至れるなり。

人質も現今に於ては多く行はれる所なり。今日に於ては人質と爲れる人を殺戮し又は罪人視するを得ざるを以て其效力は殆ど存せざればなり(人質を條約の履行擔保の方法として用ひたる最後の例は一七四八年エークス・ラ・シャペルの講和條約に於て英國がケーブ・ブレトン島を佛國に恢復するの擔保として佛國に入質を送るを約せるに在り。此時人質として送られたるハサツセックス卿及カスカルト卿にして一七四九年七月に至るまで佛國に在りたり)

動産の質入を以て條約の履行を確むることは昔時に於ても極めて稀なり(曾て波蘭が普國に王室の寶石を質入して條約履行の擔保に充てたることなりと云ふ)條約履行の擔保として土地の占領を爲すことは現今に於ても猶行はる現今に於ては講和條約の結果たる償金支拂の擔保として屢々之を行ふ日清戰役後の講和條約に於て威海衛の占領を約せしが如き是なり。但單に擔保として占領することを定めたる時は條約の不履行に依り直に領土權を移轉すべきにあらず。

第三國の保證は第三國が條約當事者の一方又は雙方をして條約を履行せしむることに自己の力を盡すべきを約するに因り成立す。第三國の保證は一種の擔保條約に基くものとす從て擔保條約に關して前に述べたる所が適用ありとす。

第十 條約の效力の喪失

條約の效力は或は條約の終了に依り或は條約の解消に依り或は條約の廢棄に依り或は條約の失效に依りて終止するものとす。

條約の終了は(イ)條約が有効期限を定めたる時に其期限の満了することに因り生じ又は(ロ)履行に依る條約の目的の終了に因りて生じ又は(ハ)條約の定むる解除條件の成就に依りて生ず。但永久的狀態を設定するを目的とする條約(例ば土地割讓條約)は一時の行爲に依り其目的が終了されたりと云ふを得ず。

條約の解消は或は(イ)相互の合意に因りて生じ或は(ロ)條約上の權利者の權利拋棄に因りて生ず條約の廢棄は或は(イ)條約の規定に基く一方の通知に因りて生じ或は(ロ)條約の明示的又は默示的の效力存續條件たる事實の變更に基く一方の廢棄に因り生ず或は(ハ)對手國の條約違反に基く一方の廢棄に因りて生ず。

相互の合意に因る解消の場合に於て當事國が條約の解消を明言することあり。或は同事項に關して前の條約と抵觸する他の條約を同一當事國間に締結するに依ることあり條約上の權利者の權利拋棄に依りて條約が解消する場合は相互の合意に因る解消の一の場合と看做すことを得べし。條約の解消は理論上に於ては一方が權利拋棄を爲し他方が之を受諾するに因りて始めて生ずるものと云ふを得べければなり。

條約中に條約が一方の當事國の通知に依り廢棄し得べきを明に定むることあり。例ば一八八三年の工業所有權國際保護に關する條約第十八條(此場合には一方の通知に依り多數の國の間の條約に付きては通知國に關する限に於て)條約廢棄さるべきは明白なり。

有効期限の定まれる條約又は永久の状態を設定する性質の條約(土地割讓條約、境界條約、國家の獨立の承認の條約等)を除き其他の條約に關しては縱令條約中に於て一方の當事國の通知に依り廢棄し得べきを明定せざるも場合に依り一方の通知に依り廢棄し得べきこと認めらる。或は此種の條約に關しては一方の國が廢棄を欲するときは何時にても廢棄の通知に依り廢棄を爲し得ると爲す説あるも此説は明に誤れり。然れども此種の條約に關して明示的又は默示的の效力存續の有効條件たる事實の變更ありと認め得べきときは一方の通知に依り廢棄を爲し得べきを認むべしとの説は理論上根柢なきにあらず普通重大なる事情の變更あれば一方の意思を以て條約を廢棄し得べしと爲すは條約の效力存續の默示的條件と認むべき事實の變更ある場合を指すものならざらべからず。又普通に條約は *relus sic stantibus* の條款を暗黙に含みて結ばれたりと認むべしと爲すと云ふも條約締結當時の事態に於て條約の效力存續の默示的條件を含まるると爲すに外らず。實際問題として條約の效力存續の默示的條件たる事實の變更が生じたるや否やを判別すること困難なるを免れず若し重大なる事情の變更なるものに依り一

方の意思を以て條約を廢棄するを認むるときは條約違反に口實を假す場合を多く生ずるを免れず。一八七〇年普佛戰爭の際露國が事情の變更を理由として黒海中立に關する一八五六年の巴里條約の條款の廢棄を宣言せるとき英國が抗議し一八七一年の倫敦會議を見るに至れり。此會議に於て凡そ條約は其對手國の同意を得るにあらざれば其約束を免れ又は其規定を變更するを得ざるの趣意の議定書を議定せるも巴里條約の變更を認め實際に於て露國に其望む所の黒海の中立の條款の廢棄を認めたり。蓋理論上に於て條約の效力存續の默示的條件として認むべき事情變更あるときは條約が効力を失ふことを認むるを得べきも一方の國の認定に依りて效力存續の默示的條件の變更ありと認めたるとき直に對手國に通知を爲して條約を廢棄するを得ると爲さば條約違反に口實を假すに至るべきを以て事情の變更が條約の效力存續の默示的條件を消滅せしめたりと認むべきや否やは原則として條約當事國の雙方が共同に判斷せざるべからず。而して明に條約の效力存續の條件たる事實の變更あるに拘らず對手國が條約の拘束力を失ふを認むるを拒まば此時に於て始めて一方が廢棄の手續を爲し得るを認むべきものと信ず。條約の履行が國家の自衛を危ふする場合には條約は之を廢棄し得べしとの説あるも余は條約其ものを廢棄し得るにあらずして之を履行せざることが自衛權の作用として權利行爲となり若し緊急狀態行爲として許容さるる行爲となるに過ぎざるものと解す。

條約締結國の一方の條約違反の場合に對手國は廢棄を主張し得。或學者は條約に於て重要な條款と然らざる條款とを區別し重要條款の違反は廢棄の理由となるも其他の條款の違反は然らずとす。然れども多數の學者は斯の如き區別を爲すに反對し實際に於て條約に付き重要條款と否とを區別するを得ずとす。對手國の違反の故を以て條約を廢棄するの權利は違反の事實を知りて後相當の時期内に之を行使せざるべからず。若し違反の事實を知

りて後相當の時期内に廢棄を爲すの權利を行使せざれば斯の如き權利を拋棄せりと認めざるべからず。

條約は又失效に依りて無効と爲る失效には種々の原因あり(イ)條約當事國の消滅(ロ)履行の不能(ハ)履行なきに條約の目的とせる事實が起りたること(ニ)條約に關する目的物の消滅(ホ)締結以後に成れる國際法規に牴觸すること(ヘ)締結國の資格の變更(ト)戰爭等はなり。

- (イ) 條約當事國の一方が消滅すれば相續の起るべき性質の條約を除き其以外の條約は效力を失ふ。
- (ロ) 履行不能と爲れる條約は其效力を失ふ。例ば三國が同盟を結ぶるとき其中二國の間に戰爭起れば第三の同盟國は同盟義務を履行し得ざるを以て條約は效力を失ふ。但履行不能が一時的なるときは條約は全然效力を失はずして一時效力を中止さるるものとす。
- (ハ) 履行なきに條約の目的と爲れる事實が起れるときは條約は效力を失ふ。例は二國間に第三國をして或行爲を爲さしむるの目的を以て條約を結ぶるとき第三國が任意に斯の如き行爲を行ふに至れるときは二國間の條約は效力を失ふ。
- (ニ) 一定の目的物に關する義務を定むる條約は該目的物の消滅に依り其效力を失ふ。例は一の島嶼に關して約する條約は該島嶼が自然力に依り消滅するときは效力を失ふ。
- (ホ) 條約は其締結後成れる國際法の規則と牴觸するときは其效力を失ふ(締結の時不法なれば初めより無効なることは既に之を述べたり)。
- (ヘ) 締結國の資格が變更するときは或條約は效力を失ふ。例は一の國家が特に聯合國の一組成員と爲るときは其有せる同盟條約は當然效力を失ふ。是れ聯合國に在りては宣戰の權力は中央國家に存して其組成員

たる各邦に存せざるを以てなり。然れども資格の變更に拘らず效力を存續する條約なきにあらず。例ば聯合國の憲法が犯罪人引渡の事項は各國家の權限内に在りとせば犯罪人引渡條約は依然效力を有するが如し。畢竟資格の變更の際に於て如何なる條約が效力を失ふやは資格變更後の行爲能力の狀態と條約の種類とに依りて判斷せざるべからず。

(ト) 戰爭に依り或種の條約が效力を失ふ。其詳細は戰時國際法を講ずるに當りて述べべきなり。

第十一 條約の確認、更新又は復活

條約の確認は新なる條約に於て時日の經過又は事情の變更の爲め舊條約の效力の存續に關して疑を生じたる等の場合に於て舊條約の依然效力を保有することを明言するものなり。例ば戰爭の際消滅せるやの疑ある條約に付き戰爭後確認を爲すことあり。確認は前條約の全體に對して與ふることあり。單に其一部に對して與ふることあり。條約の更新又は延長は有効期間の制限ある條約に付き其效力を失はざるに先ち更に之を延長することを得るものなり。更新又は延長は新なる條約に依りて行はるることあり。又前條約が一定の時期に締結國の廢棄の意思を表示せざるときは條約は更に一定の期間更新さるべきを約する場合に於て廢棄の意思の表示なき事實に依り更新が生ずることあり。或は延長と更新との間に區別を認め條約の期限の滿了前に條約の效力繼續の爲にする合意は延長にして滿期の際更に效力繼續の爲にする合意は更新なりと爲す者あり。

條約の復活は一旦效力を失へる條約を更に效力を復活せしむるものなり復活は新なる條約を要す。媾和條約中に於て戰爭に因り效力を失へる條約を復活せしむることあり。

第十二 條約の解釋

條約の解釋は條約締結國間の合意の内容を明にするを趣意とす。普通條約解釋の原則として説かるる所下の如し。

- (1) 條約の解釋に關し締結國間に一致あるときは縱令文字上の解釋と異なる場合に於ても締結國間の一致せる解釋に依る締結國間の新なる條約又は原條約に附屬する議定書に依り條約の解釋に付き約定することあり。又國際會議の委員會の名を以てする報告書等に依り條約の解釋に付き標準を與ふることあり。以下締結國間に解釋の一致を得ざる場合に付きて説く所なり。
- (2) 條約中の文字にして普通の意義に解釋するときは明瞭にして且合理的なるときは其意義を有するものと解釋すべし。但條約に用ひられたる文字にして條約の定むる事項に付き普通の意義に異なる一種慣用上の意義を存するものなるときは斯の如き慣用の意義を有するものと解すべし。
- (3) 條約中の文字にして普通の意義に解釋するときは頗る不合理なる條約の無効を生じ又は條約を無意義ならしむべき場合には條約中に反對の明言なき以上は出來得べくば合理的の意義又は條約の無効とならざる意義又は條約が無意義とならざる意義に解釋すべきなり。
- (4) 條約の文字にして若し其意義が明瞭ならざる場合に於ては(イ)書面全體に現はるる條約の大體の趣意又は他の條約又は締結國の國內法の規定に適合する趣意に解すべきなり(論理的解釋又は合理的解釋)又(ロ)成るべく國際法の規則に適合する様解すべく又(ハ)成るべく義務を負ふ方に負擔輕き様解釋すべきなり。
- (5) 條約上明白に認められたる事項を實行するに缺くへからざる權利及義務は當然認められたるものとして

解釋すべし(例ば沿海に漁業權を認めれば漁業の爲に海岸を使用する權利をも認めたるものと解すべきなり。

- (6) 條約中の語にして締約國雙方に於ける國內法に於て其法律上の意義を異にする場合には其語を有する條款を適用すべき國に於て用ひらるる意義に従ひ之を解釋すべきなり。又若し其條款にして雙方に適用すべきものなるときは兩國は其國に於て行はるる所の意義に従ひ各解釋を爲すべしとの説あり(例ば一八六六年伊埃兩國間の條約に於て埃國より割讓せる領域の住民は批准交換後一箇年内に埃國に其財産を移轉するの權利を享有すとの條款に關し埃國にては住民と云へる語を住所を有する者を指すとし伊國にては市町村内町住居し且住居者として登録したる者は悉皆其中に包含するとせり。然るに條約中の住民の語は條約締結の際埃國に屬したる領域に關するの故を以て埃國法に適合する意義に解すべきものともられたり。

- (7) 各種の條約又は條款にして相矛盾抵觸するときは其何れを取るべきやは次の原則に依るべしとの説あり(ホール國際公法第百十二節參照)

- (1) 一般的又は特別的強制條款は一般的認許條款よりも重しと爲す(例ば一條約を締結して或領海上に漁獵權を認め同時に其漁業者に魚類を乾燥せしむるが爲に其領域に上陸することを得ざるべきことを約定するときは縱令魚類を乾燥せしむることが漁業を營むに就き必要缺くべからざるものにして上陸權を認めざるは遂に漁獵權をして無効ならしむるに至るべきに拘らず其禁止條款は認許條款に勝つものと爲さざるべからず)

- (ロ) 特別的認許條款は一般的強制條款よりも重しと爲す即ち一般に渉る事項にして其例外たる特別事項と共に約定せらるる場合に於ては其特別事項を以て重しと爲す。
- (ハ) 禁止を命ずる二箇の條款ありて其一方が禁止に違反する行爲に向て制裁を付し若は其一方が特に他の一方より厳しき制裁を付するときは其嚴なる條款を以て重しと爲す。之に反して二者共に制裁を付することなきときは其中命令の詳密なる方を以て重しと爲す。
- (ニ) 各條款の同一なる場合即ち二者等しく一般的且禁止的なるとき又は特別的且強制的なるとき等に於ては(若し最後の原則に依りて其輕重を區別すること能はざれば)之に依りて權利を取得する國家が他の條款を選択せざる以上は各款中最も重要なものを履行せざるべからず。
- (ホ) 同一なる國家間に締結せる條約にして時を異にするもの相抵觸するるとき 後約は前約に代るものとして締結せられたるものとする假定に基きて之を前約に勝つものと看做す。但抵觸せる二箇の條約に於て後約は劣等の權限を享有する者の締結せる所にして前約は優等の權限を享有する者の締結せる所なるときは前約を以て有效なりとすべきなり(例ば一八〇〇年佛奧兩國交戦の際奧國軍指揮官の締結したる規約の結果午後三時に於てピアチエンザは奧國守備兵と共に佛國に引渡されたりしが是より前同日午前八時ベルチエ、メラス二將軍の間に規約締結せられ奧國軍はミンチオ河の後方に退却しピアチエンザを佛國に引渡すべきこと、其守備兵は之を退軍せしむべきことを約定せり。此場合に於て奧國は前約の後約を排して實行せらるべきことを請求し直に佛國の認むる所と爲りたるが如し。

第十三 最惠國條款

最惠國條款とは第三國に現に與へ又は將に於て與ふべき權利利益に均霑せしむべきを定むる條約(普通は通商航海條約)中の一條款なり此條款に依り締結國の一方が對手國に對して其第三國に與ふると同様の權利利益を享有せしむることを約するものにして最惠國たる第三國即ち當該事項に關して最も利益の地位に在る第三國と同様に利益ある地位に對手國を置くことを約するものなり。最惠國條款に依り條約當事國は第三國の權利利益が最惠國條款締結の時現に存するものなるを將來に於て與へらるべきものなるを問はず又條約に基くと條約に基かずして實行上與ふるとを論せずして等しく之に均霑し得べきなり。

最惠國條款は種々の點より分類し得。

- (一) 雙務的又は片務的 我國の明治三十二年以前の通商航海條約は片務的の最惠國條款を有せしも明治三十二年以後の條約は雙務的の最惠國條款を有す。
- (二) 一般的又は特別的 一般的最惠國條款とは通商及航海に關する事項に一般的に適用あるものなり。例ば日米條約第十四條の如き是なり。特別的最惠國條款とは特定の事項に適用あるものなり。例ば日米條約第三條(領事の職務特權)同第四條同第五條第二項及第三項(通商に關する事項)第十一條及第十二條(船舶に關する事項)第十三條第一項(沿海貿易)の如き是なり。
- (三) 有條件を明定せるもの及然らざるもの 有條件を明定せざる條款中に三種あり(一)單に最惠國と同様の取扱を爲すを定むるのみにて對價を要するや否やを定めざるもの(二)第三國に無對價にて與ふるときは無對價にて利益に浴せしむべきを定むるもの(例ば一八六五年の英獨條約、一八六五年の普奧條約)(三)

所謂英伊間の條款に等しきもの即ち直に無條件にて利益に均霑せしむる旨を定むるもの（是れ一八六三年八月六日の英佛條約の始めて採用せる所にして一八八三年十月十八日の英伊條約にも依然存す。又日英新條約第二十四條も之を採用す）有條件を明定せる條款は二種あり（一）單に同一又は同様な條件の下に均霑すべきを定むるもの及（二）所謂英リベリヤ間の條款に等しきもの即ち第三國に對する讓與が無條件的に與へらるるときは無條件的に均霑し條件附にて與へらるるときは同一又は同様な條件を以て均霑することを定むるもの（一八四八年十一月二十一日の英リベリヤ間の條約に始めて採用され日米新條約第十四條も之を採用せり）

次に最惠國條款の適用の範圍に付きて述べし。

性質上最惠國條款の適用を受けざる利益を存す。例ば同盟條約、擔保條約、土地割讓條約の如き政治條約又は領土權移轉條約に因る利益の如き是なり。是等の利益に關して最惠國條款を適用することを想像し得ず。

最惠國條款は其一般的なるものも通商航海（時に居住又は工業を加ふ）に關する事項に限るを常とす。一般最惠國條款に所謂通商航海に關する事項は一方より言へば通商條約の他の條款に規定ある事項よりも廣きも他方より言へば通商條約に規定せる事項にして尙ほ通商航海に關する事項に屬せずして一般的最惠國條款の適用を受けざるあり。

最惠國條款に於て明文上種々の制限を設く或は（イ）條件を附加し（例ば英リベリヤ間條款）或は（ロ）一定の目的物に限り適用するを定め（例ば一八九二年の和蘭、西班牙間及和蘭、葡萄牙間の通商條約は最惠國條款の適用を受くる生産物を限定す）或は（ハ）特定の國に與へたる利益にのみ均霑すべきを定め（例ば佛、獨間のフランクフ

ルト條約にては英、白、和、瑞（西）、澳及露に與へたる利益に限りて適用す）或は（ニ）特定の國に與へたる利益を除外す（例ば一八九四年の和蘭、葡萄牙間の條款には葡萄牙が西班牙及ブラジルに與へたる利益を除外す）

最惠國條款が條約を以て最惠國に與へられたる利益に限りて適用あるや否やと云ふに條約に依り與へたるものに限らずして實行上他國に與へたる利益に付きても適用ありとす。

最惠國條款は對價を以て與へられたる利益にも適用あるや否やは解釋論としては條款の規定の種類に依り區別を立てざるべからず。有條件を明定せる條款として前に掲げたる（一）及（二）の二種に在りては對價を與へたる利益にも最惠國條款の適用あること明白にして疑を存せず唯有條件を明定せざる條款として前に掲げたる（一）（二）及（三）殊に（二）に在りて對價を得て與へたる利益に付きても最惠國條款の適用ありや否やに付きては議論を生ずるの餘地ありマルテンスは對價を得て與へたる利益には最惠國條款を適用すべからざるの説を爲す。然れども歐洲學者の多數は有條件を明定せざる條款の場合に於て對價を以て與へられたる場合も對價なくして與へられたる場合と同じく最惠國條款の適用ありと爲す。但解釋論を離れて言へば對價を以て與へられたる利益は全く最惠國條款の適用の外に置くを可とするの論者少なからず。合衆國は所謂英、リベリヤ間の條款を採用し其近時結ぶ條約には讓與が無對價に與へられたるときは無對價にて又條件附にて與へられたるときは同一若は同様な條件を以て利益に均霑すべきを明に定む（例ば日米新條約第十四條）と雖も關稅に關する事項に於ては最惠國條款は相互の恩惠を含む條約上の利益に適用し得ると爲し此主義を外國に對して主張せり。

最惠國條款の解釋に付き特に問題となるは條件に關するなり。

（一）有條件を明定せる條款中英、リベリヤ間の條款の解釋に關しては疑を存することなし。第三國に對する

讓與が無條件的に與へられたるときは無條件的に均霑し條件附に與へられたるときは同一又は同様の條件を以て均霑すべきを定むるものなればなり。

(2) 有條件を明定せる條約款中單一又は同様な條件の下に均霑すべきを定むるものも亦第三國の利益が條件を以て與へらるれば同様の條件を以て無條件にて與へらるれば無條件にて均霑すべきものと解すべきこと明白なり。

(3) 單に最惠國の利益に均霑することを定むるのみにて對價を要するや否やを言明せざる條款の解釋に關しては二説あり甲説は縱令最惠國の利益が條件附にて與へられたるものなるも之が均霑には條件を要せずと爲すものにして華佛等の探る所なり。乙説は最惠國條款の利益が條件付にて與へられたるものなるときは之に均霑する條件を要すとす。合衆國は此解釋を取る。

甲説の理由とする所は左の如し。

(イ) 曰く最惠國條款は利益に均霑せしむるものにして不利益には均霑せしめざるものなりと。

(ロ) 曰く條件が明言せられざるに條件的なりと解釋し得るものとす。

(ハ) 曰く最惠國條款は之を結ぶ際に既に對價を與へたる所なるを以て之に對價を與ふることを要するの理由なしと。

然れども之に對して乙説の爲に次の如く上述の甲説に對して反對の理由を述ぶるを得。

(イ) 曰く最惠國條款は利益に均霑せしむるものなるは勿論なるも其利益たるや第三國の全利益より之が對價として第三國の受けたる不利益を控除して得たる殘餘の純利益に均霑するに外ならず。然

らざれば第三國たる最惠國は其實最惠國にあらずして不利益を受けずして所謂最惠國の受くる利益のみに均霑し得べきものが其實に於て最惠國たるに至ると。

(ロ) 又曰く現今の最惠國條款は普通無條件のものなるや否やを明言するを以て斯の如き明言なき場合は最惠國と同等の地位に置くの趣意に解し義務者に最惠國條款の性質に反する義務を負はせざるの趣意に解すべきなりと。

(ハ) 又曰く最惠國條款其ものは必しも對價を以て結ばれたりと云ひ得ず。他に報酬を與ふること無くして約定されたる場合(例ば片務の場合)を存す。故に最惠國條款を結ぶ際に既に對價を與へたるを理由として條件を以て與へたる利益に無條件に均霑すべしと論ずるを得ずと。

(ニ) 又曰く有償にて最惠國に與へたるものも最惠國條款の對手國に無條件的に與ふべしと爲さば不合理の結果を生ず。兩締結國甲乙中の甲が第三國たる最惠國丙に有償にて與へたる利益を無償にて乙に與へざるべからずと爲さば甲丙間の條約に最惠國條款ありとせば丙は之に基きて更に甲に向て乙の如く無償にて利益を受くることを要求し得るに至らんとす。

單に最惠國條款に均霑すべきを定め對價を要するや否やを明言せざる場合に於て合衆國は一八一五年より一八三五年に亘るルイジアナ事件以來對價を得て與へたる第三國の利益には對價なければ均霑せしめざるの主義を取れり。我國も一八八四年に於て英國に對して此主義を主張せしことあり。然るに之に對して歐洲諸國の大部分は反對の解釋を與へマルテンス及ウエストレーキ等の少數の學者の外は歐洲の學者は此主義を批難す。

余は上述の如き最惠國條款の解釋に付て對價ある場合に對價を要するや否やは當事者の意思を推測し得べき場合は之に依り明に推測すべき材料なければ多數の場合に於ける當事者の意思を推測して立てたる通則に依り決すべきものとす。余は此點に關する通則に付き理論上大體甲説に傾ける見解を有す。但上に掲げたる雙方の説の理由とする所は共に不充分なるか若は誤謬を含めるものにして特に最惠國の性質に關する乙説の誤謬は之を指摘せざるべからず。最惠國の名は或特定の事項に關し最も利益ある地位に立つ國を指すものにて所謂最惠國なる語には斯の如き地位を得たる際の對價の有無若は對價の多少等の考量を初より含まず。故に後述の如く對價ある場合に付ても締結國間に於て無條件にて均霑し得べきを明に定むる所謂最惠國條款を定むるを得るなり。

- (4) 英伊間の條款の解釋に關して或は最惠國條款に依り對手國の受くる利益は第三國たる最惠國の利益に超ゆるを得ざるの故を以て第三國に對して有償にて與へたる利益は有償にて始めて之を與ふべきものと爲し所謂直に無條件にて利益を享有するとは特別な談判を爲さずして享有すべきを謂ふに過ぎすと爲すの説あり。然れども元來有償にて與へたると否とを區別することなくして直に且無條件的に與ふべきことを約するときは當事者の意思に於て有償の場合も無條件即ち對價なくして與ふべしと爲すに在ること明白なり最惠國とは或一定の利益に關して最も利益ある地位に在るを指すものにして其對價の有無又は多少は毫も最惠國の觀念中に含まれずと認むべきを以て最惠國の表見の語義に拘泥せず當事者の意思に適する解釋を與ふべきなり。

- (5) 單に無對價にて與へたる利益には無對價にて均霑すべきを定むるのみにして有條件の場合に付きて何等

の明言を爲さざる種類の條件に付きては有條件にて第三國に與へられたる利益に付きて最惠國條款の適用ありや否やか問題となるべく是れ一に當事國の締結當時の意思如何に依りて決すべきものなり。而して若し當事國が有條件にて與へたる利益に付きても適用を認むるの意思を有せりとせば次に斯の如き利益に付ては之が均霑に付き對價を與ふるを要するや否やの問題を生ず。此第二の問題も畢竟當事者の意思解釋の問題なるが無對價にて第三國に與へたる利益は無對價にて之に均霑せしむることを特に言明する條款の普通の解釋は(對價を以て與へられたる利益に最惠國の條款の適用あるものと假定せば)對價を以て與へられたる利益には對價を拂ひて始めて均霑し得べきことを暗示するものと爲すに在るべきもの如し。

第二十二章 國際紛爭平和的處理方法

第一 概 說

國家と國家との間に於ても恰も一國內の個人と個人との間に於ける如く紛爭を生ずるを免れず。唯其解決が個人間の紛爭と異なりて國家の上に立つ裁判所に依り裁判され又は裁判の判決が國家の上に立つ權力に依り執行される如きこと現今の國際狀態に於てはあり得ざるを以て國家間の紛爭は結局に於て紛爭國相互の間に強力を用ふる戰爭の状態を生じ若は戰爭に至らずに強力手段を用ふるに至る。然れども國家間の紛爭も必しも戰爭の状態を生じ若は戰爭に至らざる強力手段を用ふるに至るものにあらず。國家は戰爭の状態を惹起し又は戰爭に至らざる

強力手段を用ふる前に於て先づ談判に依る紛争を解決するを求めざるべからず。第二回平和會議に於て議定せる國際紛争平和的處理條約第一條は一國家間の關係に於て兵力に訴ふることを成るべく豫防せむが爲め締約國は國際紛争の平和的處理を確保するに付き其全力を竭さむことを約定せり。

國際紛争平和處理の方法は締約國間の直接談判の外に周旋、居中調停、國際事實審査及仲裁裁判等あり而して周旋及居中調停は紛争國間の直接談判に關聯して行はるるを常とす(例外の一例は海牙條約(八)所定の特別調停の如きはなり)紛争國間の直接談判に付ては茲に特に説くを要することなきを以て以下順次周旋及調停、國際事實審査及仲裁裁判に付きて論せんと欲す。

第二 周旋及居中調停

周旋とは一國が他國間の國際紛争に關し仲介を爲して其間に平和的解決の目的を以て談判を開始し若は之を進捗せしむることに努力することとなり、居中調停とは一國が他國間の國際紛争に關し自ら文書又は其代表者の口頭の陳述に依り直接に談判に關係して紛争を平和的に解決するを助くることとなり周旋に於ては調停の場合と異りて周旋者が紛争國間の談判其ものに關係せずして外部よりして談判の開始若は進捗を平和的解決を助くるものとす調停に於ては調停者は普通調停方法を提供して紛争當事國に之を受諾し之に依りて紛争を解決すべきを勧告するものとす。國際紛争平和的處理條約の第四條は「居中調停者の本分は紛争國の主張を調停し且其間に悪感情を生じたる時之を融和するに在るものとす」と爲せり。

周旋及居中調停は紛争國の依頼に因ることあり又周旋者又は居中調停者の發意に因ることあり國際紛争平和的處理方法に關する條約第二條に於て「締約國は重大なる意見の衝突又は紛争を生じたる場合に於て兵力に訴ふる

に先ち事情の許す限り其交親國中の一國又は數國の周旋又は居中調停に依頼することを約定」し而して其第三條第一項に於て「締約國は右依頼に關係なく紛争以外に立つ一國又は數國が事情の許す限り自己の發意を以て周旋又は居中調停を紛争國に提供することを有益にして且希望すべきことと認む」と爲す第三國(紛争以外に立つ國)が周旋又は居中調停を提供するも紛争國は之を以て友誼に反れるものと看做するを得ず(第三項)但特別の條約なければ紛争國に第三國の周旋又は調停を求むるの絶對の義務なく第三國に周旋又は居中調停を行ふ義務なしとす。

周旋及居中調停は如何なる場合に於ても全く勧告の性質を有するに止まり決して拘束力を有することなし(六)單に友誼的に勧告するものなるを以て之を受諾すると拒絶するとは紛争國の自由に決し得る所なり。若し第三國が紛争に關し紛争國の一方又は雙方の意見に反して強制的に自己の意見を用ひしめんとせば是れ周旋又は居中調停にあらずして干渉なりとす。

周旋及居中調停は紛争國が戦争の状態を惹起する以前に於て之を行ふに限らず戦争の状態が既に起りし後に於ても第三國が戦争を終止せしむる爲め周旋又は居中調停を提供するを得(第三項)周旋及居中調停の最も效用を顯はすは戦争中に在り周旋及居中調停が開戦前に提供され紛争國之を受諾するときは反對の約定あるにあらざれば之が爲め動員其他の戦争の準備を中止し遅延し又は阻害するの結果を生ずることなし(七第一項)又開戦の後右の受諾ありたる時は反對の約定あるにあらざれば之が爲め進行中の軍事的行動を中止することなし(七第二項)

居中調停者の職務は其提供したる調停方法の受諾せられざることを紛争當事國の一方又は居中調停者に於て認

めたる時終止するものとす(五)是れ居中調停が勧告的の性質を有するに過ぎざる當然の結果なりとす。

第二平和會議は合衆國の委員ホルスの提議に依り一種の特別調停に關して規定を置けり此特別調停に於ては恰も決闘に於ける介添人の如く紛争國は各一の介添者を選びて其間の直接談判を止めて二の介添國の間に談判を爲さしむ。是れ紛争國の直接の談判よりも感情の衝突を少なくするを得て平和を確むるに便宜なりと思惟して定めたる所なり。而して國際紛争平和的處理條約の締結國が事情の許す限り之を適用すべきを懲懲す(八第一項)此特別調停に於ては平和を破るの虞ある重大なる紛争を生じたる場合に於て紛争國が平和關係の斷絶を豫防する爲め各一國を選定し他方の選定したる國と直接の交渉を開くのを任務を委託するものにして(八第二項)委任の期間は反對の規定あるにあらざれば三十日を超えざるものとし其期間中紛争國は紛争事件を調停國に一任したるものと看做し之に關する一切の直接交渉を中止す。此調停國は紛争を處理するに付き全力を竭すべきものとす(八第三項)平和關係の現實に斷絶したる場合に於て特別居中調停國は尙ほ平和を回復するの機會ある毎に之を利用するの共同任務を負ふものとす(八第四項)

(註) 國際聯盟に於ては聯盟總會又は聯盟理事會によりて調停を試みることとなるも之は居中調停より更に一步を進めたるものと言ふべし。

第三 國際事實審査

第一回平和會議の國際紛争平和的處理條約(九)は國際審査委員會なるものを認め名譽又は重要な利益に關係せず單に事實上の見解の異なるより生じたる國際紛争に關し外交上の手段に依り妥協を遂ぐることを能はざるときは國際審査委員會を設けて公平誠實なる審理に依りて事實問題を明にし紛争の解決を容易にするの任に當らしむ

ることを以て有益にして且希望すべきことと爲したり。紛争國間に事情切迫して感激し危機を生ずる恐あるに當り事實問題を明にする爲め國際審査委員會に之を委託するは單に時間の經過に因る感情の冷却を致すの點のみより言ふも平和の維持に利益ありとす國際審査委員會の報告は事實を認定し之を陳述して以て事實問題を明にする以上に亘るを得ず仲裁裁判の判決の如く當事者を拘束するの力なく此認定に對して如何なる結果を付すべきやは全く當事國の自由に決する所なり(三五)國際審査委員會は事件毎に紛争當事國間の特別の審査條約を以て之を構成す(一〇)該審査條約は審理すべき事實を明定し委員會組織の方法及期間並に委員の權限を定む。

日露戰爭中バルチック艦隊が英國のハル近海に於て日本の水雷艇と誤認して英國の漁船を砲撃し死傷者を生ぜしめ英露間に危機を生ずるの恐ありたる事に於て佛國の周旋に依り一九〇四年十一月二十五日の特別條約に依り國際審査委員會組織され之に依り英露間に危機を生ずるを避けしめたり第二平和會議に於て議定せる國際紛争平和的處理條約に於ては國際審査委員會に關する詳細の規定を定めたり(國際紛争平和的處理條約九乃至三六)。

(註) 國際聯盟理事會による審査に就ては後述す。

第四 國際仲裁裁判の性質

仲裁裁判は紛争國の選定せる裁判官をして法を尊重するの基礎に據り國家と國家との間に生じたる紛争を處理せしむることを目的とす(國際紛争平和的處理條約三七)今日に於ては國家の上に立つ權力を存せざるを以て國家間の紛争を判決に依りて處理せんと欲すれば紛争當事國の選定する裁判官に依りて判決せしむる仲裁裁判の方法に依るの外なきなり。

第五 國際仲裁裁判の沿革

歴史上に於て希臘人も仲裁裁判に依り紛争を處理せることありしも其仲裁裁判に付せる事項は政治上極めて重大なる事項を含まず主として宗教、通商、境界、争地の占有等に關す希臘人以外の人民との紛議に付きては仲裁裁判の方法を用ひたることなきが如し。羅馬人は他の人民との間の紛議を仲裁裁判に付せること稀なり。是れ一は羅馬人が其關係する紛議を他人の裁判に付することを屑とせざるに因る然れども羅馬人は之に従屬する人民間の紛議を仲裁せることあり。

中世に於て教會の勢力盛なるに及び高僧が仲裁裁判者となれり。羅馬法王の權力盛なるに及び耶蘇教國の君主間の争議の仲裁者と爲れり。而して法王は神意を代表するものとせられ且實際に於て其與ふる仲裁裁判の判決を守らざる者に破門の制裁を加ふるを得るを以て法王の判決は遵奉されたり。封建制度衰へて中央集權の專制君主國數多生ずるに及び仲裁裁判は國際に行はるること稀なるに至れり。十六世紀より佛國革命に至るまで仲裁裁判殆ど行はれず十九世紀に至り便宜の爲め仲裁裁判に依るに至り漸く其效用認められ或條約の解釋に關する紛議を生ずるときは之を仲裁裁判に付するを約する仲裁條款が許多の條約に挿入されたり。而して或は二國の間に總括的なる仲裁裁判條約を結べる例あり其後軍費過大となり其弊を矯むる爲め平和論の唱道せらるるに及び平和の爲め仲裁裁判の方法に依り國際紛争を解決することを奨励すべしとするの思想盛なるに至り一八九九年の第一回平和會議に於ても此意味に於て重きを仲裁裁判に置き此結果として仲裁裁判を主とせる國際紛議平和的處理條約成り(仲裁裁判に關する條約總て四十三條)一九〇七年の第二回平和會議に於て之が修正増補を爲したり(總て五十四條)是等の條約に於て仲裁裁判を成るべく廣く適用せしめんとするの趣意を見るべきなり。平和會議に於ては列國を拘束すべき義務的仲裁裁判に關する總括的條約成らざりしも平和會議以後數多の國は他國と總括的仲裁裁

判條約を結ぶに至れり一七九四年より一九〇〇年に至るまで仲裁裁判に付せられたる事件は百七十七件に上れりと云ふ。

第六 國際仲裁裁判の適用の範圍

平和會議の國際紛争平和的處理條約に於て「締約國は法律問題就中國際條約の解釋又は適用問題に關し外交上の手段に依り解決すること能はざりし紛争を處理するには仲裁裁判を以て最も有効にして且最も公平なる方法なりと認む」と爲し(三八第一項)是等の問題に關する紛争を生じたるときは締約國に於て事情の許す限り仲裁裁判に依頼せんことを希望す」と爲す(三八第二項)。

仲裁裁判は法律上の紛議に之が適用を限り政治上の紛議に之を適用すべからずと論ずるものあり。然れども政治上の紛議を法律上の紛議と區別するの標準を求むること困難にして昔時に於て單に國民の利益の考慮のみに依りて決すべしと爲されたる種類の問題にして今日に於ては仲裁裁判に付するに適すと認めらるるに至れるもの極めて多し政治上の問題にして未だ之に關して國際法の規則の生ぜざるものは法律上の問題にあらずして仲裁裁判に付するに適當ならざるは言を須たさる所なるも所謂政治上の紛議と稱するもの中には國の榮譽、生存、獨立領土保全又は重大利害に關する問題を總て包括すと思惟せらるるを常とす。國家の榮譽威嚴に關する否とは其區別極めて空漠たるものにして且現今に於て榮譽上の問題となれりとするも元來此事に過ぎざるものに基きて戰爭の起るを避けざるべからず國家の榮譽及威嚴を保つのは紛議を仲裁裁判に付するに依りて達せらるること多しとす。國家の重大利害又は領土保全も國家の國家としての生存の如何に關するにあらざる以上は仲裁裁判に依りて之を決して可なり。國家の獨立に關する問題なるものは所謂獨立の語義の廣狹如何に於て其範圍の廣狹を致

す獨立の語は或は國家の行爲の自由を指すことあり(獨立權)或は國家の他國より離れて特立生存を爲すことを指すことあり(獨立の承認)或は國際法上の能力の缺損なき状態を指すことあり(獨立國)若し獨立の語義を特立生存を指すとせば所謂獨立は即ち國家の生存と同意義となる。又廣き意義に用ひて行爲の自由と爲すときは國家の行爲にして獨立に關せざるものを想像し難きに至り仲裁裁判より除外せらるべき問題の範圍を明白にすること能はざるに至る。又獨立を以て國際法上の能力の缺損なき状態と爲さば獨立に關する問題は國家の能力の不完に關する問題となるべし。今日に於ては國家の生存其ものに關する問題は仲裁裁判に付するに適せざるを認めざるを得ずと雖も其以外の問題は若し之に關して既に國際法の規則の存するときは之を仲裁裁判に付し得べきものと爲さざるべからず或は仲裁裁判に於て法律的問題の決定のみならず或事項に關する公平上又は便宜上の決定を爲すことあり然れども最も仲裁裁判に適するは法律的問題の決定に在るや論なきなり。一事件が法律上の問題なりや否やを決定すること困難なることあり。之が爲に仲裁裁判條約に於て法律上の問題を仲裁裁判に付するを約するに拘らず法律上の問題と認むべきものにして當事國の一方に依り法律上の問題にあらずとの理由に依り仲裁裁判に付すべからずと主張せらるることあり得べきなり。是に於て或仲裁裁判條約(例ば一九一一年八月三日の合衆國及英國間並に合衆國及佛國間の仲裁裁判條約)は一の爭議が仲裁裁判に付すべきものなりや否やに關して疑起るときは共同審査委員會に付して之を決定することとす(此條約は批准を得ず)。

第七 義務的仲裁裁判

義務的仲裁裁判の制度即ち一般又は特種の國家紛争を義務として仲裁裁判に付するの制度に關して第一及第二の平和會議に於て議論盛にして一定の事項を指定して之を以て義務的に仲裁裁判に付せしむるの條約を結ばしめ

んとする案成らんとせり(マ、テンヌの案に依れば名譽又は生存利害に關せざる法律問題にして義務的に仲裁裁判に付すべきものとして(イ)不法の損害に基く金錢上の要求及(ロ)政治上の性質を有せざる或國際條約特に萬國聯合の名を有する諸條約(貨幣、國際河流協約、運河等に關するもの)の解釋適用等を舉示したり)然るに會議に於て主として獨逸の反對に依り此種の案は成立せず單に義務的仲裁裁判を普及せしめんとするの趣意を表はす規定を置けり曰く「仲裁裁判に依頼すべき義務を記名國に對して現に規定したる總括的又は特別的條約の有無に拘らず締約國は仲裁裁判に關することを得べしと認むる一切の場合に義務的仲裁裁判を普及せしむるが爲め(本條約批准又は其後に於て)總括的若は特別的新協定を締結すべきことを留保す」と(四〇)而して第二回平和會議最終決議書に於て會議が全會一致を以て義務的仲裁裁判の原則を認め且其一定の紛争殊に國際協定の解釋適用に關する紛争が制限を付せずして義務的仲裁裁判に付するに適すると認むることを宣言せり。今日に於ては國際團體内の多數の國家の加はれる一般的の條約に於て義務的仲裁裁判を認めたるは契約上の負債回收の爲にする兵力使用の制限に關する條約のみなりとす。但第一平和會議の前後より屢々結ばるるに至れる或二國間の總括的仲裁裁判條約は一定の範圍内(法律問題殊に條約解釋の問題にして國家の榮譽、生存、獨立又は重大利益又は第三國の利益に關係せざるものに限るを普通とす)に於て締結國間に義務的仲裁裁判を認むるものとす。

仲裁裁判條約は既に生じたる又は將來生ずることあるべき紛争の爲に之を締結し(三九第一項)仲裁裁判條約は總ての紛争又は特種の紛争のみに關することを得(三九第二項)總括的仲裁裁判條約は原則として條約國間の一般又は特種の國際的紛争を仲裁裁判に付するの趣意を有する條約なり。總括的仲裁裁判條約に於ては全然留保を爲さざるものもあり得べきも多くの場合には法律的の紛争殊に締結國間に存する條約の解釋に關する紛争を仲裁裁

判に付すべきを定めて國家の生存、獨立、名譽若は重大利害に關する問題は第三國の利害に關する問題を除外す然れども條約に依り種々の差異あり一の條約の中の一約款を以て該條約に關する紛議を仲裁裁判に付することを約することあり是れ所謂仲裁約款なり。

第八 總括的仲裁裁判條約

近時に於て仲裁裁判に依り國際紛議の解決せらるるもの多きを加へたり。而して諸國間に總括的仲裁裁判條約結ばるること亦多きを加へたるを見る。是等の總括的仲裁裁判條約は締結國間に於て一定の範圍内の義務的仲裁裁判を認めたるものなり。

一八七二年二月十七日中央亞米利加の四共和國の間に總括的仲裁裁判條約結ばれ一八八九年更新の際ニカラダア之に加はり締結國間の總ての紛議を仲裁裁判に付すべきを定む。一八八九年十月に開會せるワシントンの全米會議に於てチリ及合衆國を除ける南中北米諸國の委員の間に仲裁裁判を以て亞米利加諸國間の紛議の解決に關する亞米利加國際法の原則と爲し關係國の一方の獨立を害すると認むる場合にあらざれば紛議は總て仲裁裁判に付せざるべからずと爲すの決議を爲す。此趣意の條約が許多の國の間に調印されしも批准を得ず。一八九六年七月二十三日伊國及アルヘンチナ間の條約も直接の外交手段に依り平和的に解決するを得ざる現在及將來の總ての紛議を仲裁裁判に付することとし一の留保をも爲さず(此條約は批准を得ず)一九〇二年一月二十九日第二全米會議の際アルヘンチナ、ボリヴィヤ、ドミニカン共和國、グアテマラ、サン・サルヴァドル、メキシコ、パラグアイ、ペルー及ウルグアイの間に獨立と國民の榮譽とに關せざる締結國間の總ての將來の紛議を海牙の常設仲裁裁判所の判定に付すべきを約せり。一九〇二年七月十日チリ及アルヘンチナ間の條約は一方の憲法の主義に觸れ又は其

間に結べる條約の施行の爲め採用されたる方式を規律することに關係する場合にあらざれば將來の紛議を仲裁裁判に付すべきを約しパラグアイ及アルヘンチナの間にも一八九九年十一月六日及一九〇二年一月二十五日同様の約束結ばる。歐洲に於ても一九〇三年十月十四日英佛間に所謂永久的仲裁裁判條約結ばれ國家の獨立、名譽又は重大利害に關せず又は第三國の利害に關係せざる法律的紛議にして外交手段に依り決し得ざるものを仲裁裁判に付すべきを定む。其以後歐洲諸國間に於て總括的仲裁裁判條約の結ばるもの多し佛、伊(一九〇三年十二月二十五日)佛、西(一九〇四年一月二十六日)佛、和(一九〇四年四月六日)佛、瑞那(一九〇四年七月九日)佛、米(一九〇四年十一月一日)佛、瑞西(一九〇四年十二月十四日)等の諸國の間に英佛國の條約と同様なる條約結ばれたり。英國は英伊、英西、英獨、英瑞那、英葡、英瑞(西)、英埃匈、英和、英丁、英コロンビヤ、英ブラジル、英米(一九〇四年十二月十二日)間の諸條約、獨逸は獨英、獨米間の諸條約、露國は露白、露丁間の諸條約、埃國は埃英、埃米、埃瑞(西)間の諸條約、西班牙は西英、西白、西葡間の諸條約、葡萄牙は葡西、葡英、葡米間の諸條約、白耳義は白露、白瑞、白瑞那、白西間の條約、瑞西は瑞米、瑞英、瑞伊、瑞埃、瑞瑞那間の諸條約、和蘭は和丁、和佛、和伊間の諸條約、瑞典那威は瑞那英、瑞那米、瑞那白、瑞那瑞(西)間の諸條約を有し皆總括的仲裁裁判條約たり。而して總ての紛議を仲裁裁判に付するを定の重大利害榮譽及獨立等を除外せざる仲裁裁判條約の例はチリ及アルヘンチナ(一九〇二年)和蘭及丁抹(一九〇三年)、丁抹及伊國(一九〇五年)、丁抹及葡萄牙(一九〇七年)、アルヘンチナ及伊太利(一九〇七年)、コスタリカ、グアテマラ、ホンデユラス、ニカラグア及サンサルヴァドル(一九〇七年)、伊太利及和蘭(一九〇七年)等の間の條約なりとす。

一九一〇年八月三日の合衆國及英國間並に合衆國及佛國間の仲裁裁判條約は或紛議が條約上仲裁裁判に付すべき

ものなりや否やに付き當事國間に一致を得ざりしときは共同委員會に依り之を定むべしとす。而して總ての委員又は一名を除く總ての委員が仲裁裁判に付すべきものとせば之を仲裁裁判に付すべしとす（同條約第三條、此條は其後合衆國元老院の削除する所となり同條約は批准を得ず）。

第九 仲裁契約

仲裁契約とは各事件を仲裁裁判に付するに當りて必ず結ぶべきものにして紛争の目的、仲裁裁判官を指定すべき期間其他當該事件の仲裁裁判に關する種々の當事國間の協定を定むるものとす（國際紛争平和的處理條約五二第一項參照）仲裁契約は必要に應じて仲裁裁判官選定の方法、仲裁法廷の有することあるべき一切の特別權能、其開廷地、其使用すべき國語及裁判廷に於て使用することを許すべき國語其他當事國間に約定せる一切の條件を定む（同條第二項參照）。

第一〇 仲裁判決の效力

義務的仲裁裁判の約定なき場合には紛争を仲裁裁判に付すると否とは關係國の自由に決する所なりと雖も既に仲裁裁判に付するときは誠實に仲裁裁判の判決に服従せざるべからず（國際紛争平和的處理條約三七第二項）「正當に言渡を爲し且當事者の代理人に通告したる判決は確定的にして上告を許さず。但紛争國が仲裁契約に於て仲裁宣告の再審を請求するの權利を留保するときは此限にあらず（同條約八一、八三）仲裁契約に於て再審の請求を留保する場合に於ては反對の規約あるにあらざれば判決を爲したる裁判廷に請求を爲すことを要す。而して此請求は判決に對し決定的影響を與ふべき性質（即ち前判決を動かすべき性質）を有する新事實にして辯論終結の時裁判廷及再審を請求する當事者が共に知らざりしものを發見したる場合に限り之を爲すことを得べしとす（同條約

八三第一項

仲裁裁判は紛争當事者に對してのみ效力を有す（同條約八四第一項）若し紛争當事者以外の諸國が加はりたる條約の解釋に關するものなるときは紛争當事者は適當の時期に之を各記名國に通知すべし右諸國は各訴訟に参加するの權利を有す。一國又は數國が此權能を利用したるときは判決中に包含する解釋は其國に對しても亦等しく效力を有するものとす（同條第二項）。

第十一 仲裁判決の無効

學說上に於て仲裁裁判が如何なる場合に於て無効なるべきやに付き種々の議論あり、國際法協會は無効の場合として仲裁法廷の權根の踰越、裁判者の腐敗及事實上又は法律上の重大なる錯誤を挙げたり、平和會議に於ては仲裁契約の無効、仲裁契約の違反裁判者の腐敗又は之に對する強迫等の場合に於ては無効を宣告する權力を定むること困難なりとの理由を以て之に關する規定を定めず又仲裁裁判廷の權限踰越の場合に付きて裁判廷が自己の權限を定むるを得べきの規定を置けり（七三）又錯誤の場合に付きては仲裁裁判廷又は之に基き再審を要求する當事國が共に覺知せざりし新事實にして其性質が前判決を動かすべきものを發見したる場合に於てのみ再審を許すこととす然れども紛争國が仲裁契約に於て仲裁裁判の再審を請求するの權利を留保せざるときは錯誤に關しても再審の途を認めず。而して再審の請求も反對の規定なければ最初宣告を爲せる仲裁裁判廷に對して之を爲すべしとす（八三參照）判決の無効たるべきか又は明白に不當なる場合に付き再審の途を確めざるは却て仲裁裁判の信用を減ぜしむべきを以て寧ろ一般の仲裁判決に對して（仲裁契約に再審留保の特約なきも）第二の仲裁裁判廷に依る再審の途を開くを可とすべきなり。而して未だ斯の如き再審の途を存せざる今日に於て仲裁契約が初より無効な

るか又は判決が仲裁法廷の権限の踰越又は仲裁契約に於て協定せる條件の違反を含める場合に於て當事者の一方が判決の當然無効なるを主張することを認めざるを得ざるべく其他仲裁裁判者の收賄を爲し又は強制を受けたる明證あるときは判決に依り不當に不利を受くる當事國が判決の無効なるを主張するに至るは止むを得ざるなり。當事國は仲裁裁判に事件を付するに當り裁判者の仲裁契約を守り其権限内に於て判決を爲すを期待するは言を須たさるのみならず又裁判者の善く其職責を守り且自由を保持して判決を爲すを期待し之を以て仲裁裁判を遵守するの默示的條件と爲すものと認むるを得べければなり。又當事國の一方の悪意(詐欺)又は重大なる過失に依り判決に影響すべき事實上の錯誤を存したること明なるときは對手國は判決の無効を主張するに至るべきなり。

一八三一年和蘭國の裁判せる英米兩國間の境界爭議の裁判は和蘭王が権限を踰越せるの故を以て當事國に依り無効と認められたり。又權限踰越の理由に依りボリヴィヤはアルヘンチナの大統領がボリヴィヤ、ペルー間の境界問題に關して下せる判決に服従せず一九一〇年十月北米合衆國及ヴェネジユエラ間のオリノコ河汽船會社に關する紛議を判決せる海牙の永久仲裁裁判廷の判決は或點に關して前の仲裁裁判者の下せる仲裁裁判を無効とせり。

第十二 仲裁裁判者

仲裁裁判者は一國家、一國の君主、大統領、裁判所、立法議會たることを得べく又大學學會等の團體たるを得べく又一人又は數人の私人たるを得べし。海牙の常設仲裁裁判所設立以前に於ては普通他國の元首に仲裁裁判を託するか又は紛争國より互に同數の裁判者を選び而して更に判決者又は紛争國政府又は第三國が選むべき第三人を之に加へて仲裁裁判廷を組織せり。仲裁裁判廷は奇數の裁判者より成るを常とす(就中五人の場合多し其中

の一人裁判長と爲る)國家又は國家の元首を仲裁者と爲せるときは國家又は元首は別に報告者を選びて事件の審理を爲さしめ而して國家又は國家の元首の名を以て判決の宣告を爲す。海牙の第二回平和會議の議定せる國際紛争平和的處理條約は仲裁裁判の職務は之を當事者が隨意に指定し又は該條約に依りて設置したる海牙の常設仲裁裁判所の裁判者中より選定したる一人又は數人の仲裁裁判官に委託することを得るとし(五五第一項)而して海牙の常設仲裁裁判所に訴へんと欲する場合に於て紛争國相互間に仲裁裁判廷の構成に付き合意なきときは國際紛争平和的處理條約中に定めたる所(四五第三項乃至第六項)に依りて構成す。同條約は條約記名國が其相互の間に生じたる紛議を處理せんが爲に常設仲裁裁判所に付すべしと欲するときは其紛議を裁定すべき當該仲裁裁判廷を組織する仲裁裁判者の選定は常設仲裁裁判所裁判者の總名簿に就て之を爲すを要すとす(四五第一項)所謂總名簿は各記名國が國際法上の問題に堪能の名ありて徳望高く且仲裁裁判者の任務を受諾するの意ある者四名以下を指揮し之を常設仲裁裁判所裁判者として記入せるものなり(四四)海牙の常設仲裁裁判所は名は常設仲裁裁判所と稱するも其法廷が常に開廷して裁判を行ふものにあらず常設仲裁裁判所なる組織就中其所屬裁判者の名簿及其事務局が常設なるものなり各紛争問題に付て該裁判所所屬裁判者の總名簿より當事者が直接又は間接に裁判者の選定を爲して當該事件の仲裁裁判廷(國際紛争平和的處理條約に仲裁裁判部と譯せるものにして原語は Tribunal なり)を組織するなり。

第十三 仲裁司法裁判所

第二回平和會議に於て所謂仲裁司法裁判所なるものを設け世界各種の法制を代表する判事より成り且仲裁裁判の繼續して行はるることを確保するに足るべき起訴の自由にして且容易なる仲裁裁判所法廷と爲さんとせり何時

にても開廷し得べく起訴に莫大の費用を要せざらしめ法律的の決定を爲す法廷たらしめんとす。然るに判事の任命の方法に付きて一致を得ずして仲裁司法裁判所設立に關するま約案は第二回平和會議の表彰せる第一希望の附屬として公にせらるるに過ぎざるに至れり。合衆國は一九〇九年十月十八日の同文通牒に依り國際捕獲審檢所に仲裁司法裁判所の職分を行はしむるの提案を爲せり。

第十四 仲裁裁判手續

仲裁裁判の當事國は先づ事件毎に裁判契約を結びて其紛争の目的、仲裁裁判官を指定すべき期間、訴訟に關する口頭辯論又は書類の提出の形式、順序及期間並に仲裁裁判所の費用の豫納金として寄託すべき金額を定む（五二第一項）裁判契約は場合に依り仲裁裁判官指定の方法、裁判所の有すべき一切の特別權能、其開廷地、其使用すべき國語及裁判廷に於て使用することを許すべき國語其他當事者間に約定せる一切の條件を定む（五二第二項）

常設仲裁裁判所に訴へたる場合に於て紛争國が一致して請求したるとき又は一定の場合に紛争國が外交上の手續に依り協定を遂げ得ざるときに於て常設仲裁裁判所が裁判契約を定むることあるべきものとす（五三、五四）裁判契約に依りて裁判者の權限定まるものとす。裁判契約に擧ぐる争點以外に亘りて裁判者判決を爲すを得ず但仲裁裁判者は友誼的勸解の權限を與へらるることあり。此場合には法規上明確なる裁決を爲し得ざるときは雙方の主張を折衷する和解的解決を與ふることを得べきなり。

仲裁裁判の手續に付き當事者が別段の規則を協定せざりし場合に付き第二回平和會議は仲裁裁判の發達を助くるの目的を以て記名國が仲裁裁判手續に適用すべき規則を定めたり（國際紛争平和的處理條約第三節殊に其六三

乃至八五）但君主又は其他の國の元首にして仲裁者に選定せられたるときは仲裁裁判手續は仲裁者之を定む。

國際紛争平和的處理條約の定むる所の裁判手續は大體に於て書面の提出及辯論の二に別る辯論は當事者の承諾を経て爲したる仲裁廷の判定に依るの外之を公開せず（六六第二項）一切の決定は裁判官の多數決に依る（七八第二項）裁決は公開廷にて之を言渡す（八〇）正式に言渡を爲し且當事者の代理人に通告したる判決は確定的に終審として紛争を決定す（八一）判決の解決及執行に關し當事者間に起ることあるべき一切の紛争は反對の規約あるにあらざれば該判決を言渡したる仲裁廷の裁判に付すべきものとす（八二）但當事國が仲裁契約に於て再審を請求し得べきことを定むるを得此場合に控訴を爲すべき法廷に付き定むる所なければ原の法廷に訴ふべきものとす。而して再審の請求は判決に對し決定的影響を與ふべき性質を有する新事實にして辯論終結の時裁判廷及再審を請求する當事者が共に知らざりしものを發見したる場合に限り之を爲すことを得（八三）

仲裁裁判の準則たるものは國際法の原則たることあり條約の規定たることあり。又特に當事國間に協定したる特別の原則たることあり（例ば「アラバマ」號事件に關するワシントンの三則）又當事國の一の國內法又は當事國の選む國內法の規定たることあり又所謂衡平の原則たることあり又仲裁裁判條約が友誼的勸解の方法に依り法規上の原則に依らずして雙方の主張を和解すべきを定むることあり得べきなり。國際紛争平和的處理條約は仲裁裁判簡易手續なるものを定め簡易なる手續に適すべき性質の紛争に關し仲裁司法の運用を容易ならしむる爲め別段の規約なき場合に適用すべき規定を設く（第四章第四節）簡易手續に依れば紛争當事者は各一人の仲裁裁判者を指定す。右兩人の仲裁裁判者は一人の上級仲裁裁判者を選定す若し此選定に關し合意成立せざるときは仲裁裁判者は常設裁判所附屬裁判者の總名簿に就き各當事者の指定したる以外の者にして且當事國の孰れの國の臣民にも屬せ

ざる者の中より各二人の候補者を出し抽籤を以て該候補者中より上級裁判者を定む上級仲裁裁判者は裁判長と爲り裁判廷の決定は多數定に依る(八七)裁判手續は悉く書面に依るものとす(九〇第一項)條約所定の一般仲裁裁判手續に關する規定(第三節)は特に簡易手續に關して定めたる規定(第四節)に牴觸せざる限は適用せらるべきものとす(八六)。

(註) 國際聯盟に基く國際司法裁判所に就ては後述す。

第二十三章 國際紛争強制的處理方法

第一概 說

國際紛争の強制的處理方法は一の國家が國際紛争を自己の主張の如く解決することを他の國家をして承認せしむる爲め行ふ所の強制的方法なりとす。戦争に關しては後に戰時國際法を述ぶるに當りて述ぶべきを以て茲に述べず。今は平時狀態に於ける強制的處理方法たる報復、復仇、船舶抑留及平時封鎖の四に付て論ずべし。是等の強制的方法行はるるも戦争狀態は當然開始さるるにあらずして平時關係が依然繼續すると思惟さる。然れども報復以外の復仇、船舶抑留及平時封鎖の如き行爲は他方が之を戦争の原因と認むるを得べきは勿論強力を用ふる復仇及平時封鎖は此種の行爲たるを明にせずして行へば他方は之を戦争行爲と認むるを得べきものなり。平時に於ける國際紛争強制的處理方法は戦争狀態に於ける如く國際法が特に禁じたる以外の如何なる種類の暴行をも行ひ得べきと異りて強力的手段に制限ありとす。且戦争狀態一度開かるときは他方が戦争の原因に關して一方の主

張を容るるの意見を發表するも直に戦争狀態を終止するを要せざるも平時に於ける上述の諸種の強制的處理方法は他方が強力的手段を加ふる國の主張を容るるの意思を發表するときは之を止めざるを得ず。

國際紛争強制的處理方法中に外交關係の斷絶、陸海軍の示威、最後通牒等を加ふるものあるも是等は強制を加ふべきことを直接的又は間接的に告げ又は示すものと云ふを得べきも其れ自身強力を加ふるもにあらざるを以て國際紛争強制的處理方法中に數ふべからず。

第二報 復

報復とは他國の國際禮讓に反し又は公平を失へる等の不當の行爲に對して同一又は同種の行爲を以て之に報ひて以て上述の如き行爲を止めしめんとするものなり。報復の原因たる他方の行爲は國際法に違反する不法の行爲にあらず。又報復の行爲自身も他方の國家の國際法上の權利を侵すものにあらず。例は他國が自國人又は自國船舶に對して特に不利益を被らしめ又は他國が自國より出す輸入品に對して特に重税を課する等の場合に於て自國も同一又は同様な手段に出でて加害國をして不當の行爲を止めしめんとする如き是なり。

報復の行爲は之が原因たる他方の不當の行爲と同一又は同様なものにして其加害の程度が原因たる不當行爲の加害の程度に相當し且原因たる不當行爲を止めしむるに必要な程度を超えざるを要す。決して不法の行爲を用ふるを得ず。而して原因たる不當の行爲止め報復の行爲をも止めざるべからず。或は報復に付き法律的報復即ち立法的行爲に依る報復と事實的報復即ち行政的行爲に依る報復とを區別する學者あり。

報復に付き注意すべき點下の如し(1)報復の原因は不當の行爲にして不法の行爲にあらず(2)報復自身も他國の權利を侵害するものにあらず(3)報復に依る加害の程度は其原因たる行爲の加害の程度に相當すべく之を止め

しむるに必要な程度を越ゆることを得ず(4)報復を行ふ者は國家ならざるべからず(5)報復の行爲は之を行ふ國家の權内の行爲にして普通其領域内に於て行はる。

第三 復 仇

復仇とは他國家が自國に對する國際法上の義務を履行せず又は自國の國際法上の權利を侵害したる場合に於て斯の如き國際法上の不法行爲を止めしめ又は斯の如き不法行爲に對する救正を爲さしむる爲め行ふ所の行爲にして復仇なる國際法上の特別の制度認められずと假定せば國際法上の不法の行爲たるべきものなり。

復仇の原因となるべき國際法上の不法行爲は外國の臣民に對する權利の拒絶其他の不法なる外國臣民虐待の場合に限らずして如何なる種類の不法行爲にても被害國が談判に依り救正を得ざる不法行爲なれば復仇の原因と爲すを得べきなり。例ば一國が復仇上の義務を履行せず又は外國の主權を行ふの權利を侵害する行爲を行ひ又は外國の威嚴を侵害する行爲を行へる場合等に於ても對手國は之に對して復仇を行ひ得べきなり。

一八四〇年英國は條約違反の故を以てツィ・シシリウス王國に對して復仇を行へり一八一六年の通商條約に依り英國はツィ・シシリウスに於て一定の通商上の利益を有せしに一八三八年ネーブルス政府は條約に違反して佛國人及他の外國人の組織する一會社に硫黃專賣の特許を與へ英國が其條約權の侵害に對して抗議を爲し專賣權の廢止を要求せるもネーブルス政府が之を聽かざりしより英國は復仇の擧に出でマルタ島港に在るツィ・シシリウスの船舶に對して船舶抑留を行ひ而して地中海の艦隊をしてツィ・シシリウスに屬する船舶を拿捕せしめ若干の船舶を拿捕せり。佛國の調停に依りツィ・シシリウスが硫黃專賣の特許を廢止するを承諾するに及び船舶をツィ・シシリウス王國に返還せり。

復仇は國際法上の不法行爲を原因として對手國の政府の國際法上の責任を存する場合に限り行ふを得べき所に對して對手國の政府の國際法上の責任を存せざる場合に復仇を行ふことを得ず。

昔時に於ては私人も亦復仇の行爲を行へり。中古に於ては勿論近古に入りても十八世紀の終の頃に至る迄一國は其臣民の國外に於て外國又は外國臣民に害を被りて救正を得ざりしときは捕獲免許狀を與へ加害を爲せる國家、其國の臣民及是等の者の財産に對する自助的行爲に依り損害の賠償を得せしめたり。後國家自身が復仇の行爲を行ふに至り私人の行ふ復仇の行爲は漸く衰へ十八世紀の末には其跡を絶つに至れり。復仇行爲は今日に於ては軍隊、軍艦、行政官吏等の國家機關に在りてのみ行ひ得。

復仇の行爲は原則として其原因たる不法行爲を行へる國家又は臣民に關する如何なる事項に付きても之を行ふを得。加害國の國旗を掲ぐる船舶を拿捕し之と結べる條約の履行を停止し加害國の領土の一部の軍事的占領を爲し又は其税關を押收し加害國又は其臣民に屬する貨物を押收し加害國の官吏又は其臣民を逮捕抑留する等の事を爲し得。但加害國の官吏又は其臣民を抑留するも之を罪人の如く取扱ふを得ず。又如何なる状態又は事情の下に於ても復仇の爲に是等の者を處刑するを得ず。一八七二年六月獨逸軍艦の艦長はハイチに對する獨逸臣民の損害賠償の爲め復仇としてハイチ共和國の「コルベット」型和艦二隻を差押へたり。獨逸臣民の損害賠償として要求せる三千磅の金額を受取るや直に軍艦を解放し獨逸國旗に對する禮砲及其答砲を以て此事件を終了せり。一八九五年英國はニカラグアに對して復仇としてコリントに兵を上陸せしめ税關及他の政府に屬する建造物を占領せしめたり。一九〇一年佛國は土耳其に對する復仇としてミチリン島の占領を其艦隊に命じたり。一九〇八年和蘭はヴェネズエラに對して復仇としてヴェネズエラの公船二隻を押收するを其艦隊に命じたり。又一七四〇年露國女

帝アンカ正當の理由なくして普國に歸化せる露國人スタツケルベルグ男を逮捕せるより普國のフレデリック王は復仇として二人の露國人を捕へスタツケルベルグの釋放せらるる迄之を抑留せり。

復仇は加害國又は其國の臣民に關する如何なる事件に付ても之を行ふを得るを原則とするも此原則に對して例外を存す外國に在りて治外法權を享有する國家の元首又は外交使節に對して復仇の行爲を向くるは不法なり。又國家の公債を復仇の手段の目的物と爲し得べきや否やに付ては議論あり一七五二年普國のフレデリック二世が普國の臣民に對する英國の審檢所の檢定を以て不法と爲し之に報ゆる復仇の爲め英國の債權者に對する公債の支拂を拒めるや英國政府の復仇の原因存せざるを説けるのみならず公債は復仇の目的物たり得ざるを主張せり。此説は英國の學者の贊成する所なるも獨逸の學者の反對する所なり。

復仇には積極的復仇と消極的復仇とを存し得るなり。積極的復仇は普通の事情に於ては國際法上の不法行爲たるべき行爲を行ふ場合に存す。例ば他國の土地を占領し又は國船を押収するが如き是なり。消極的復仇は普通の事情に於ては行ふの義務あるべき行爲を行はざる場合に存す。例ば條約義務履行の拒絶又は負債支拂の拒絶の如き是なり。

復仇は其積極的なると消極的なるを問はず之が原因たる加害と相當し且救正を得るに必要なる程度に限るべきなり。僅に一人の臣民に對して裁判を拒めるに報ゆる爲め該外國の數百人の臣民を復仇として抑留するは不法なり。平時封鎖が復仇の手段として行はるることあるは後に述ぶる所の如し。

復仇の一段として船舶抑留なるものあり。是れ自國港津内の外國船舶を抑留するを謂ふものなり。復仇手段たる外船舶抑留は又(1)昔時開戰の際將に敵國とならんとする國家に屬する商船を抑留し之を捕獲物とする爲め

行はれたることあり。(今日行はれず)(2)又政治上軍事上の機密の漏泄を防ぐ爲め外國船を抑留する爲め行はるることあり(所謂「アレー・デュ・プランス」即ち是なり)(3)昔時軍隊、兵器等の必要なる運送を行はしむる所謂非常徵用權の作用として行はれたることあり(非常徵用權は今日に於ては交戰國の必要とする場合に中立財産の所有者に賠償を爲すを條件として交戰國內に在る中立財産を押収、使用、破壊するの權利として解せらる)

復仇は報復以外の他の國際紛争強制的處理方法と同じく不法を行へる國家に對して救正を求むるの談判行は談判其功を奏せざりし時始めて行ひ得べき所なり。

復仇は不法を行へる國家が必要なる救正を爲せるときは直に終止せざるべからず。復仇の手段として個人を抑留せるときは之を解放し船舶を抑留せるときは之を返戻し土地を占領せるときは之を撤退し條約の履行を停止せるときは再び之を實施する等のことを爲さざるべからず。

第二平和會議に於て議決せる債務回收の爲にする兵力使用の制限に關する條約に依り一國の政府に對し他の一國の政府が其國民に支拂はるべきものとして請求する契約上の債務を回收せんとする場合に於て兵力の使用を含む復仇を爲すは債務國が仲裁裁判に付することを拒み又は仲裁契約の作成を不能ならしめ又は仲裁裁判の判決に従はざる場合に限ることとなれり。

復仇を認むるを非難する學者あるも國際關係に於て尙ほ義務的仲裁裁判の制度一般に行はれず國家の上に立ち救正を與ふる復仇の組織尙ほ缺けたるを以て國際紛争に際して強制的手段を用ふるの必要あり。而して戰爭の影響は交戰國及中立國に取りて重大なるを以て戰爭状態を惹起せざる復仇の手段に依り救正の目的を達し得るときに強て戰爭を開かざるを得ざらしむるの必要なきを以て國際法は復仇を認めて可なりとす。唯復仇は實際に於て

大多数の場合には強國が弱國に對する手段となるは止むを得ざるなり。

復仇に付き注意すべきは左の如し(1)復仇の原因は國際法上の違法行爲なり(2)復仇の行爲自身も普通の事情の下に行へば國際法上の違法行爲たるべきものなり(3)復仇の程度は原因たる加害の程度に相當すべく又救正を得るに必要な強制の程度を超えざるを要す(4)復仇を行ふ者は國家ならざるべからず(5)復仇の行爲は報復と異りて之を行ふ國家の權内の行爲なるを要せざるを以て對手國の領土領水内又は公海に於て之を行ふことあり。

第四 平時封鎖

平時封鎖は一八二七年英佛露三國が希臘の獨立の爲め土耳其兵の占領せる希臘の海岸を封鎖せるを初めの例として國際慣行に於て行はるるに至れる所なり。

平時封鎖は之を大別するときは復仇の手段として行ふ場合と干渉の手段として行ふ場合との二種あり。又一國に背叛せる地方を該國又は該國に協力する他國が鎮壓する爲め行ふことあり。

平時封鎖にして復仇の手段として行はれたる事例を擧ぐれば佛國が一八三一年に於て佛國臣民の受けたる損害の救正を葡萄牙より得る爲めタガス河を封鎖し一八三八年佛國がメキシコに對する復仇の行爲としてメキシコの港を封鎖し(此際メキシコは平時封鎖に應じ佛國に對して宣戰せり)同年佛國の復仇としてアルヘンチナの港津を封鎖し一八四五年佛國が英國と共に再びアルヘンチナの港津を封鎖し英國が一八五〇年のドン・パシフィコ事件に關する復仇として希臘の港津を封鎖し(希臘船舶のみに對す)英國が一八六二年難破せる英國商船の掠奪に對する復仇としてブラジルのリオ・デ・ジャネーロを封鎖し佛國が一八八四年支那の紛争の際臺灣を封鎖し一八九〇年暹羅との紛争の際メナム港を封鎖し一九〇二年英獨佛三國が復仇としてヴェネズエラの海岸を封鎖したる如き

是なり。

封鎖が干渉の手段として行はれたる例は一八二七年の希臘獨立の爲にする英佛露の希臘の海岸の封鎖を初めとし英佛兩國が一八三〇年和蘭をして白耳義の獨立を承認せしむる爲め和蘭の海岸を封鎖しサーデイニアが一八六〇年一揆を助くる爲めシシリイのメツシナ及ガエタの港に封鎖を行ひ(此封鎖は一八六一年戰時封鎖に變したり)英、澳、匈、獨、伊、露が一八八六年希臘の土耳其に對して戰爭を行ふを禁ずる爲め希臘沿岸に封鎖を行ひたるが如き是なり。又諸強國が一八九七年クリート島に封鎖を行へる如きは強國が土耳其に協力して叛亂地方に對して行へる所なり。

國際法上平時封鎖を認むべしとする論者と認むべからずとする論者とあり。一八八七年國際法協會は平時封鎖を認むるの決議を爲せり。平時封鎖が國際慣例に依り認められたるは之を否認し得ず。

平時封鎖を認むる論者と雖も多くは第三國の船舶を拿捕押收するを得ざるを認む。學者或は第三國船も平時封鎖を尊重せざるべからずと爲し封鎖國は封鎖侵破を試むる第三國船を停止せしむるの權利あるを主張す。然れども多數の學者は封鎖國に斯の如き權利の存するを認めず。蓋平時封鎖に於ては交戰國の中立國に對する權利義務を生ぜざるを以て國際慣例の明確に例外を認むるに至るにあらざる以上は平時封鎖は紛争國間の事項にして其効果を第二國船に及ぼさざるべく封鎖艦隊は第三國船を拿捕押收するのみならず單に之を停止することも得ざるものと爲さざるべからず。但平時封鎖の制度の存するを認むる以上は第三國船なるや被封鎖國船なるやを確むる爲め第三國船に對して臨檢を爲すの權利を認めざるべからず。一八八七年九月七日のハイデルベルグの國際法協會の決議に於ても平時封鎖に於て外國國旗の船舶は封鎖に拘らず自由に出入し得ると爲す。

第三國船に關して平時封鎖の慣例は變更あり。一八五〇年以前第三國船も平時封鎖を尊重すべきものとせられ封鎖侵破を行はんとする第三國船は拿捕されたるも封鎖終了の際還付されたり。但損害賠償を與へず英國が一八五〇年に於て又英、澳、獨、伊、露が一八八六年に於て希臘の港津を封鎖するや希臘船に對してのみ是等の港津を鎖し他國船は出入を許されたり。一八九七年のクリートの封鎖の場合に於ても然りとす。然るに佛國が一八九四年臺灣を封鎖するに當り第三國船に對して封鎖を強行せんとせり。英國は之に對し平時封鎖は第三國船に其效力を及ぼさざるを主張し佛國は止むを得ず平時封鎖と爲さずして清國と戦争状態に在るを認むるに至れり。一九〇二年獨英伊の三國がヴェネズエラに封鎖を行ふや第三國船に對して之を強行せんと欲せるを以て他の點に於て平時封鎖の性質を有せるに拘らず戰時封鎖と爲すに至れり。

平時封鎖を受くる國の船舶が封鎖を破らんとせば之を拿捕押收し得べきこと認めらる。然れども平時封鎖止むときは之を返戻せざるべからざること認めらるるを以て之を處罰し沒收するを得ず。一九〇二年ヴェネズエラに對して封鎖を約定せる三國は戰時封鎖たるの宣言を爲せるも封鎖の解除の後拿捕せるヴェネズエラ公私の船舶を返戻せり。國際法協會の決議(一八八七年九月七日)に曰く被封鎖國の船舶にして封鎖を破るときは拘留せらるべし。然れども封鎖を終りたるときは是等船舶は其搭載品と共に所有者に返付せらるべし、但其拿捕の爲め何等の權利侵害に對する賠償をも爲すことなしとす。

平時封鎖は爭議を談判に依り解決する能はざるに至りて始めて行ふを得べきなり。

封鎖の行爲は敵對的性質を有すと推定すべきを以て其平時封鎖なることを明にし其設定の區域及日時を明にする爲め對手國に告知を發せざるべからず。又平時封鎖は有効の條件を備へざるべからず。即ち船舶の出入を實際

危険ならしむる實力を備へざるべからず。一八八七年の國際法協會の決議に曰く「平時封鎖は正式に其宣言及告知を爲すべく且充分なる兵力を以て之を維持せざるべからず」と。

平時封鎖は普通強國が弱國に對して行ふものなるも諸國が連合して一強國に對して行ふことを想像し得ざるにあらず。平時封鎖は復仇の手段としても干涉の手段としても今日の國際法上之を認めざるを得ず。戦争を惹起すべき場合に平時封鎖に依り戦争を惹起させずして止むことあり得べきなり。

國際聯盟

第一節 國際聯盟の沿革概要

國際聯盟は世界的平和の維持實現を目的とするものにして今次の歐洲戦争によりて成れる一時の偶然的所産にあらず、其の淵源するところ極めて遠く古來之れが目的を達せんとして種々畫策せられしは歴史上著名の事實なり、左に其の沿革の概要を述べべし。

一 唯一宰王者

この思想は世界唯一の主宰者を認め其の治下に世界各國は歸一併合して世界の平和を維持實現せんとするものにして實に古代ローマ帝國は此の思想の下に生れたるものと云ふべく、其の後に繼ぎ起れる中世の諸國亦然り、中世の伊太利の詩人 Dantes, monarchy 1311(王國)は實に此の思想の代表的のものにして世界的帝王の下に諸國歸一併合して其の治下に復せんとするものは Dantes の思想國家論なり。

中世を通じてローマ法は只に宗教上のみならず當時に於ける唯一至上權威者の觀ありしかば（一四九二年ローマ法は世界を二分してSpain, Portugal二國に分與せし事實あり）、一六九三年Salinityの如きは此の思想を傳へ當時諸國に共通なる主宰者とも云ふべき法王を推し其の治下に諸國相率ひて世界的の平和を維持せんと計りしも時既にProtestantの勢盛なるときにしてローマ法王の權威漸く認められざるに至りしかば従つて此の思想の實力なきに至れるも亦當然と云ふべし。

II Staatenbund. (Confederation of states)

前説の破壊せらるると同時に之れに代りて國家聯合の思想起り國家として對立し乍ら而かも之等の國家が集合して一國家をなさんとするものにして新大陸に於ては十八世紀の末既に北米合衆國の建設せらるるあり、南米諸國又之れに倣ふ、されば歐洲に於ても歐洲合衆國(The United States of Europe)を組織し尙進みては全世界を抱擁せる一大聯合の建築を主張する者あり、當時既に歐羅巴に於ては獨逸のStaatenbund(後瓦解してBundesstaatとなりし) Swiss Confederation (federal state) 北米はThe United State of America)の存在するありしも全世界を抱擁一括するが如き聯合の到底實現すべからざるを認むるもの漸く多く獨逸の哲學者 Kantは其の著 *Enniger Friede* (永久的平和論) 中に *Volker Staat* の實現の不可能を論ぜしかは Bluntschliの如きは歐洲聯合のみを組織せんと主張せしなり。

III 國際仲裁裁判

アメリカは南北戦争の當時既に國際仲裁裁判の世界平和維持のために緊切なることを力説せしことあり、斯くして一八七二アラバ事件の如きも此の國際仲裁裁判に依り英米兩國間に圓滿なる解決を見ることを得たりしか

後和蘭の^{海牙}常設的國際仲裁裁判所を設置せしも唯之れのみによりて一切の國際紛議を解決することは到底望むべからず、従つて同裁判所の管轄すべき範圍の如きも唯法律的問題(Legal question)のみに限られ政治上の問題の如きは其の圏外に立つに到れり。

IV 國際聯盟

世界萬國聯合の實現の如きは架空的の事に屬し其の實現の不可能なるは敢て怪しむに足らず、されば此の聯合に略類似せるものを組織し一方に司法裁判所を設置し法律問題を他方理事會に於て諸國間の政治的問題を圓滿に解決せしめ以て世々永遠の平和を確保すべき使命の下に生れたるもの之れ現國際聯盟なりとす。

第二節 國際聯盟

一 國際聯盟の意義

國際聯盟は對獨講和條約の一部として成立せしも固より同講和條約とは何等直接の關係なきも今次の歐洲大戦亂に依り世界人類殊に歐洲人の被害を蒙ること甚だしく従つて再びかかる慘狀を地上に起らしめざらんと欲するの念固く戦争を未然に防ぎ次で世界人類を救助すべく永遠の平和を確保せんとしたれば也、而も此聯盟を全世界を抱擁せんとする從來の聯合の思想と相去る遠きものあるも現在加入せざる諸國も將來同聯盟に加入すべきことを豫想して各國の妥協の間に成立せり、されば同聯盟の不完全不徹底なるは固より云ふを俟たず、故に此の點にのみ論據を置きて聯盟の存在を否定するが如き論は正當なるものと言ふことを得ず、而して聯盟の目的とする所

は。

- (一) 國際平和の完成 (to achieve international peace and security)
 - (二) 國際協力 の促進 (to promote international cooperation)
- 而して此の二大目的實現のために左に掲ぐる方法を取ることと決せり。
- (一) 聯盟加入國は將來戰爭に訴へざる義務を有す。
 - (二) 國際關係を公明正大なる方法に依りて規律すること、即ち Open diplomacy を取ること。
 - (三) 國際法の原則確立各國政府の行爲規律(力の支配に代ふるに權利(法)の支配を以てす)。
 - (四) 人民相互の交渉に於ける正義保持、條約上の義務尊重。

二 國際聯盟の組織(規約第一條)

一、原聯盟國

當然聯盟國たること

加盟を招請せられたる國の條件

- (一) 加盟宣言書提出
- (二) 何等の留保をなさざること

二、聯盟の新加入

加入資格 完全なる自治

加入條件

- (一) 總會三分を二以上の合意
- (二) 國際事務遵守の有効なる保證
- (三) 聯盟の指定する軍備準則の認諾

- 三、聯盟脱退の條件
 - 二年前に通告
 - 國際上及本規約上の義務を履行なさしむること

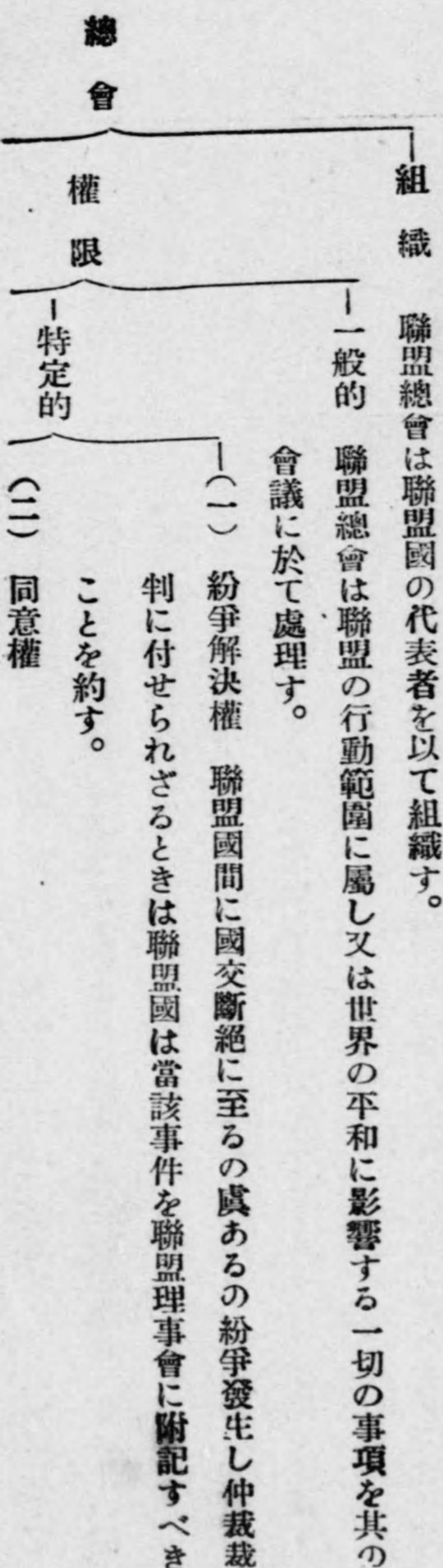
三 聯盟の機關

強大國と他の小國との間に利害を相同じくせざるは勿論従つて妥協的決定をなすの他解決の方法なきもかの妥協的不完全不徹底の如きも聯盟今後の發達如何によりて補はるべきものと信ず。

(一) 總會 The Assembly. I. Assembly.

各國三名の代表者(Representatives)を派遣して組織せしむるものにして聯盟各國の大小を問はず一票を有す、而して總會は形式上重要な地位を占むるも其の實質内容に於て理事會の議決せしものを形式的に決定するに外ならず。

(註) 英國の各殖民地に限り各一名宛の委員を派遣することを得、之れ米國の聯盟に加入せざる理由なり。



(イ) 聯盟加入承認、附屬書に列擧せざる國、領地又は殖民地にして完全なる自治を有するものは其の加入に付き聯盟總會三分ノ二の同意を得るに於ては總て聯盟國となることを得但し其の國際事務遵守に誠意あることに付き有效なる保證を與へ且つ其陸海及空軍の兵力其の他の軍備をなし聯盟の定むることあるべき準則を受諾することを要す。

(ロ) 理事會代表國選定 聯盟理事會は主たる同盟及聯合國並に他の四聯盟國の代表者を以て之れを組織す、該四聯盟國は聯合總會其の裁量に依り隨時之れを選定す聯盟總會が第一次に選定する四聯盟國に於て其の代表者を任命する迄は白耳義、伯刺西爾國、西班牙國及希臘國の代表者を以て聯合理事會員とす。

(ハ) 理事會の議決に對する同意 聯盟理事會へ聯盟總會の過半数の同意あるときは聯盟理事會に常に代表者を出すべき聯盟國を追加指定することを得、聯盟理事會は同會に代表せしむるため聯盟總會の選定すべき聯盟國の數を前同様の同意を以て増加することを得。

|(三) 勸告權

通用不能條約の再審議及び繼續の結果平和を危殆ならしむる國際狀態の審議を聯盟國に僱用することを得。

開會 定期に及び必要に應じ隨時に之を開く。

會議召集 聯盟總會の第一回の會議及聯盟理事會の第一回會議は亞米利加合衆國大統領之れを召集すべし。

會議地 聯盟總會は聯盟の本部所在地又は別に定むる地に於て開く。

表決權 聯盟國は聯盟總會の會議に於て各一個の表決權を有すべく且つ三名を越へざる代表者を出すことを得。

議決 | 全員一致 本規約中又は本條約の條項中別款の設けある場合を除くの外聯盟總會又は聯盟理事會の會議の議決は其の會議に代表せらるる聯盟國全部の會意を要す。

過半数議決 聯盟理事會は聯盟總會の過半数の同意あるときは聯盟理事會に常に代表者を出すべき聯盟國を追加指定することを得。

聯盟理事會は同會に代表せしむる爲の聯盟總會の選定すべき聯盟國の數を前同様の同意を以て追加することを得。

聯盟總會又は聯盟理事會の會議に於ける手續に關する一切の事項は特殊事項調査委員任命と共に聯盟總會又は聯盟理事會之を定む、此の場合に於て

會議

は其會議に代表せらるる聯盟國の過半数によりて之を決定することを得。
 第一次の事務總長は附屬書に之れを指定し亦後の事務總長は聯盟總會過半数の同意を以て聯盟理事會之れを任命す。
 手續 聯盟理事會又は聯盟理事會の會議に於ける手續に於ける一切の事項は特殊事項調査委員の任命と共に聯盟總會又は聯盟理事會之れを定む。

(二) 理事會

一國の内閣、一會社の重役の如きものにして實に聯盟の中樞をなす、而して同理事會の組織は九名の理事を以て成り五大國(The principal allied and Associated powers)各一名の Representativeを出し他の殘四名は總會により選舉せらるることとなり、従つて五大國に實權を掌握せらるるは必然の結果と云ふべし。

爾來二ヶ年間に理事會の開かるる十四回に及び殆んぎ常設的のもの如し。

組織

— 通常會員 聯盟理事會は主たる同盟及聯盟國並に他の四聯盟國の代表者を以て之れを組織す該四聯盟國は聯盟總會其の機關により隨時之れを選定す。
 — 參列招請會員 聯盟理事會に代表せられざる聯盟各國は特に其の利益に影響する事項の審議中聯盟理事會會議に理事會員として列席する代表者一名の派遣を招請せらるべし
 — 一般的權限 聯盟理事會は聯盟の行動範圍に屬し又は世界の平和に影響する一切の事項を其の會議に於て處理す。

理事會

權限

特定の權限

戰爭防止手段に關するもの
 (イ)紛争解決權 聯盟國間に國交斷絶に至るの虞ある紛争發生し第十三條による仲裁裁判に付せられざるときは聯盟國は當該事件を聯盟理事會に附託すべきことを約す。
 (ロ)軍備制限 聯盟理事會は各國政府の審議及決定に付するため各國の地理的地位及諸般の事情を參酌して軍備縮少に關する案を作成すべし。
 共同防敵に關するもの。
 (イ)聯盟國は聯盟各國の領土保全及現在の政治的獨立を尊重し且つ外部の侵略に對し之れを擁護することを約す。
 右侵略の場合又は其の脅威若しくは危險ある場合に於ては聯盟理事會は本條の義務を履行すべき手役を具申すべし。
 (ロ)聯盟國は一切の仲裁裁判を誠實に履行すべく且つ判決に服する聯盟國に對しては戰爭に訴へざることを約す。
 判決を履行せざるものあるときは聯盟理事會は其の履行を期するため必要なる處置を提議すべし。
 (ハ)聯盟理事會は聯盟國が聯盟の約束を無視したる場合に於て聯盟の約束擁護のため使用すべき兵力に對する聯盟各國の陸海又は空軍の分擔程度を

關係各國政府に提案するの義務あるものとす。

除名處分 聯盟の約束に違反したる聯盟國に付きては聯盟理事會に代表せらるる他の一切の聯盟國代表者の聯盟理事會に於ける一致の表決を以て聯盟より之れを除名する旨を聲明することを得。

其の他のもの。

(イ)聯盟理事會は聯盟總會の過半数の同意あるときは聯盟理事會に常に代表者を出すべき聯盟國を追加指定することを得。

聯盟理事會は同會に代表せしむるため聯盟總會の選定すべき聯盟國の數を前同様の同意を以て増加することを得。

(ロ)聯盟事務局の事務官及屬員は聯盟理事會の同意を以て事務總長之を任命す。

(ハ)聯盟理事會は何時たりとも其の議決によりて他の地を聯盟本部所在地となすことを得。

(ニ)聯盟理事會は常設國際司法裁判所設置案を作成し之れを聯盟國の採擇に對すべし。

該裁判所は國際的性質を有する一切の紛争にして其の當事國の附託に係るものを裁判するの權限を有す、尙該裁判所は聯盟理事會又は聯盟

總會の諮問する一切の又は紛争問題に關し意見を提出することを得。

開會期 必要に應じ隨時に且つ少なくとも毎年一回之れを開く。

會議召集 聯盟總會の第一回聯盟理事會會議は亞米利加合衆國大統領之れを招集すべし。

會議地 聯盟理事會は聯盟本部所在地又は別に定むることあるべき地に於てす。

表決權 聯盟理事會に代表せらるる聯盟各國は聯盟理事會會議に於て一個の表決權を有すべく且つ一名の代表者を出すことを得。

手續 聯盟理事會の會議に於ける手續に關する一切の事項は特殊事項調査委員の任命と共に聯盟總會又は聯盟理事會之れを定む、此の場合に於ては其の會議を代表せらるる聯盟國の過半数によりて之れを決定することを得。

議決 本規約中又は本條約の條項中別段の明文ある場合を除くの外聯盟理事會の會議の議決は其會議に代表せらるる聯盟國全部の同意。

三 常設事務局 (The Permanent Secretariat)

一國の政府の如きものにして行政政府の如く各種機關により諸種の事務を取扱ふ、同局に於て理事會、總會に提出すべき問題を整理するを以て實に聯盟の活動の根本をなすものと云ふべし。

設置地 常設聯盟事務局は事務本部所在地に之れを設置す。

組織 聯盟事務局には事務總長一名並に必要な事務官及屬員を設く。

常設事務官

權限

一般的 事務總長は聯盟總會及聯盟理事會の一切の會議に於て其の資格にて行動す。

一切の會議に於て其の資格にて行動す。

(イ) 戰爭又は戰爭の脅威は聯盟理事會何れかに直接の影響あると否とを問はず總て聯盟全體の利害關係事項たることを茲に聲明す、即ち聯盟は國際の平和を擁護するため適當且有效と認むる指導を執るべきものとす、此の種の事變發生したるときは事務總長は何れかの聯盟國の請求に基き直ちに聯盟理事會の會議を招集すべし。

特定の

(ロ) 聯盟國間に國交斷絶に至るの虞れある紛争發生し第十五條に依る仲裁裁判に付せられざる時は紛争國は當該事件を聯盟理事會に附託すべきことを約す、何れの聯盟當事國も紛争の存在を事務總長に通告し以て前記の附託をなすことを得。

事務總長は之れが充分なる取調及審理に必要なる一切の準備をなすものとす。

(ハ) 聯盟國が將來通告すべき一切の條約又は國際約定は直ちに之れを聯盟事務局に登録し聯盟事務局は成るべく速かに之れを公表すべし。

右條約又は國際約定は前記の登録を了する迄其の拘束力を生ずることなかるべし。

特權 聯盟代表者及聯盟職員は聯盟の事務に従事する間外交官の特權及免除を享有す。

任用 聯盟に關し又は之れに附帶する一切の地位は聯盟事務局の地位と共に男女等しく之れに就くことを得。

經費 聯盟事務局の經費は萬國郵便聯合總理局の經費分擔の割合に従ひ聯盟國之れを負擔す。

(四) 常設委員會 (Permanent Commission)

設置の目的 第一條及び第八條の規定の實行並に陸海及空軍問題全般に關しては聯盟理事會に意思を具申すべき常設委員會を設置すべし。

受任國の年報を受理審査せしめ且つ委員の實行に關する一切の事項に付き聯盟理事會に意見を具申せしむるため常設委員會を設置すべし。

權限 第一條及第八條の規定の實行並に陸海及び空軍問題全般に關して聯盟理事會に意見を具申す受任國の年報を受理審査せしめ且つ委任の實行に關する一切の事項に付き聯盟理事會に意見を具申す。

常設委員會

第三節 聯盟の國際平和完成に關する事業

一 軍備制限(The Reduction of national Armaments by reduction act Armaments nationarex)

聯盟國は平和維持のためには其の軍備を國の安全及國際義務を協同動作を以てする強制に支障なき最低限度迄縮少する必要あることを承認す。

聯盟理事會は各國政府の審議及決定に資するため各國の地理的地位及諸般の事情を參酌して軍備縮少に關する案を作成すべし。

該案は少くとも十年毎に再審議に付せらるべく且つ更正せらるべきものとす。

各國政府前記の案を採用したるときは聯盟理事會の同意あるべからざれば該案所定の軍備の限度を越ゆることを得ず。

聯盟國は民業による兵器彈藥及軍用器械の製造力重大なる非議を免れざるものなることを認む、仍ち聯盟理事會は該製造に伴ふ弊害を防遏し得べき方法を具申すべし、尤も聯盟國中其の安全に必要な兵器彈藥及軍用器材を製造し得ざるもの必要に關しては相當斟酌すべきものとす。

聯盟國は其の軍備の規模、陸海及空軍の企畫並に軍事上の目的に供用し得べき工業の狀況に關し充分にして隔意なき報道を交換すべきことを約す。

(註) National safety を維持すべき範圍内に於て最少限度に軍備を縮少す蓋し軍備は相對的のものにして其の相互間の關係を定むるの困難なるは言ふを俟たず、而して同縮少案は米國の加入せざるため未だ實行

の域に至らざりしも、其後ワシントン會議で決定を見るに至れり。

茲に注意すべきは軍備縮少と云ふも主として海軍縮少にして之れ海軍は移動性を有するを以て制限陸軍に比して遙かに大なる所以なりとす。

二 領土保全

聯盟國は聯盟各國の領土保全及現在の政治的獨立を尊重し且外國の侵略に對して之を擁護することを約す、右侵略の場合又は其脅威若くは危險ある場合に於ては聯盟理事會は本體の義務を履行すべき手段を申すべし。

(註) (1) 従來は二三ヶ國同盟して他國に對抗せしかば戰爭の原因となりしが國際聯盟は唯一の同一の同盟なれば世界平和を増進するものと信する外なし。

(2) 一國が他國を侵害するとき聯盟の規約に依り被害國を救助せざるべからざるの義務を有す、是れ即ち一國の戰爭媾和に關する議定權を防ぐるもの、主權行使の自由を制限束縛するものなるの故なるを以てアメリカは聯盟に反對す、此の反對主張一面多少理論的根據なるも抑も聯盟成立は各國の主權の自由獨立を制限して成れるを以て寧ろ當然とす。

三 戰爭防遏

現代の社會に於ては未だ戰爭根絶すべき域に達せざるものにして侵襲的戰爭の罪惡なるは言ふを俟たざる所なるも自國を防禦するための戰爭は止むを得ず、而して聯盟亦之を認む。

國際紛議が侵略的色彩を有するときは之れを防遏すべく聯盟の注意を喚起し聯盟之れに干涉する權利を有す

(friendly right)

戦争又は戦争の脅威は聯盟國の何れかに直接の影響あると否とを問はず總て聯盟全體の利害關係事項たることを茲に聲明す。仍ち聯盟は國際の平和を擁護するため適當且つ有效と認むる措置を執るべきものとす。

此の種の事變發生したるときは事務總長は何れかの聯盟國の請求に基き直に聯盟理事會の會議を召集すべし。國際關係に影響する一切の事態にして國際の平和又は其の基礎たる各國間の良好なる了解を攪亂せむとする虞あるものに付き聯盟總會又は聯盟理事會の注意を喚起するは聯盟各國の友誼的權利なることを併せて茲に聲明す

四 國際紛議の平和的處置

(一) 紛議解決機關

(a) 管轄裁判所

聯盟國は聯盟國間に仲裁裁判に付し得と認むる紛争を生じ其の紛争が外交手段に依りて満足なる解決を得ること能はざるときは當該事件全部を仲裁裁判に付すべきことを約す。

(b) 附議事項

條約の解釋、國際法上の問題、國際義務の違反となるべき事實の存否並に該違反に對する賠償の範圍及性質に關する紛争は一般に仲裁裁判に付し得る事項に屬するものなることを聲明す。

(c) 審理期間

本條に依る一切の場合に於て仲裁裁判官の判決は相當期間に、聯盟理事會の報告は紛争事件付託後六ヶ月以内に之れをなすべし。

(d) 判決效力

聯盟國は一切の仲裁裁判を誠實に履行すべく且つ判決に服する聯盟國に對しては戦争に訴へざることを約す。判決を履行せざるものあるときは聯盟理事會は其の實行を期するため必要なる處置を提議すべし。

(二) 理事會

(a) 附議の事項

聯盟國間に國交斷絶に至るの虞ある紛争發生し第十三條に依る仲裁裁判に付せられざるときは聯盟國は當該事件を聯盟理事會に附議することを約す、何れの紛争當事國も紛争の存在を事務總長に通告し以て前記の附託をなすことを得事務總長は之れが充分なる取調及審理に必要な一切の準備をなすものとす。

(b) 附議の手續

此の目的のため紛争當事國は或るべく速かに當該事件に關する陳述書を一切の關係事實及書類と共に事務總長に提出すべく聯盟理事會は直ちに其の公表を命ずることを得。

(c) 勸告期限

聯盟國は聯盟國間に國交斷絶に至るの虞ある紛争發生する時は當該事件を仲裁裁判又は聯盟理事會の審査に附すべく且つ仲裁裁判官の判決後又は聯盟理事會の報告後三月を経過する迄如何なる場合に於ても戦争に訴へざることを約す。

(d) 勧告の效力

解決の場合、盟聯理事會は紛争の解決に力むべく其の努力が效を奏したるときは其の適當と認むる所に依り當該紛争に關する事實、及説明並に其の解決條件を記載せる調書を公表すべし。

不解決の場合 紛争解決に至らざる時は盟聯理事會は全會一致又は過半数の表決に基き當該紛争の事實を述べ公正且適當と認むる勧告を載せたる報告書を作成し之れを公表すべし。

(e) 理事會代表國の權利

紛争當事國の一國に於て紛争が國際法上専ら該當事國の管轄に屬する事項につき生じたるものなることを主張し盟聯理事會之れを是認したる時は盟聯理事會は其の旨を報告し且之れが解決に關し何等の勧告をも爲さざるものとす。

註 國際紛争の起れる時其の利害關係國の一方が國際問題にあらずして國內問題とするとき聯盟は何にせざるものと規定する殊に注意すべきものと信ず、例へばアメリカが日本移民問題を内國問題として國際聯盟の干渉を排斥するが如き不當の結果を生ずべし。

(三) 總會

(a) 附議の事項

盟聯理事會は本條による一切の場合に於て戦争を聯盟會に移すことを得、紛争當事國一方の請求ありたる時は又之れを聯盟總會に移すべし、但し右請求の紛争を聯盟理事會に附託したる後十四日以内に於て之れを爲すことを要す。

(b) 職務權限

盟聯理事會の行動も權限に關する本案及第十二條の規定は聯盟總會に移したる事件に關し總て之を聯盟總會の行動及權能に適用す。

(c) 議定方法

但し紛争當事國の代表者を除き盟聯理事會に代表せらる聯盟各國代表者及爾餘過半数聯盟國の代表者の同意を得たる聯盟總會の報告書は紛争當事國の代表を除き他の聯盟理事會全部の同意を得たる聯盟理事者の報告書と同一の效力を有すべきものとす。

二、義務違反に對する措置

(一) 共同防敵

(a) 對違反國

(b) 對聯盟國

(二) 除名處分

第十二條、第十三條、又は第十五條に依る約束を無視して戦争に訴へたる聯盟國へ當然他の凡ての聯盟國に對し戦争行爲をなしたるものと看做す、他の凡ての聯盟國は之に對し直に一切の通商上又は金融上の關係を斷絶し自國民と違約國民との一切の交通を禁止し且聯盟國たるを否とを問はず他の凡ての國民との間の一切の金融上通商上又は個人的交通を防遏すべきことを約す。

盟聯理事會は前項の場合に於て聯盟の約束擁護のため使用すべき兵力に對する聯盟各國の陸軍又

は空軍の分擔程度を關係各國政府に提案するの義務あるものとす。

聯盟國は本條に依り金融上及經濟上の措置を執りたる場合に於て之に基く損失及不便を最小限度に止むるため相互に共持すべきこと並に聯盟の約束擁護のため協力する聯盟國軍隊の版圖内通過に付き必要なる措置を執るべきことを約す。

聯盟の約束に違反したる聯盟國に付ては聯盟理事會に代表せらるる他の一切の聯盟代表者の聯盟理事會に於ける一致の表決を以て聯盟より之を除名する旨を聲明することを得。

五 International Co-operation

(一) 國際條約の正義

(イ) 聯盟國が將來締結すべき一切の條約又は國際約定は直に之を聯盟事務局に登録し聯盟事務局はなるべく速かに之れを公表すべし、右條約又は國際約定は前記の登録を了するまで其の拘束力を生ずることなかるべし。

(ロ) 聯盟總會は適用不能となりたる條約の再審議又は繼續の結果世界の平和を危殆ならしむべき國際狀態の審議を隨時聯盟國に懲應することを得。

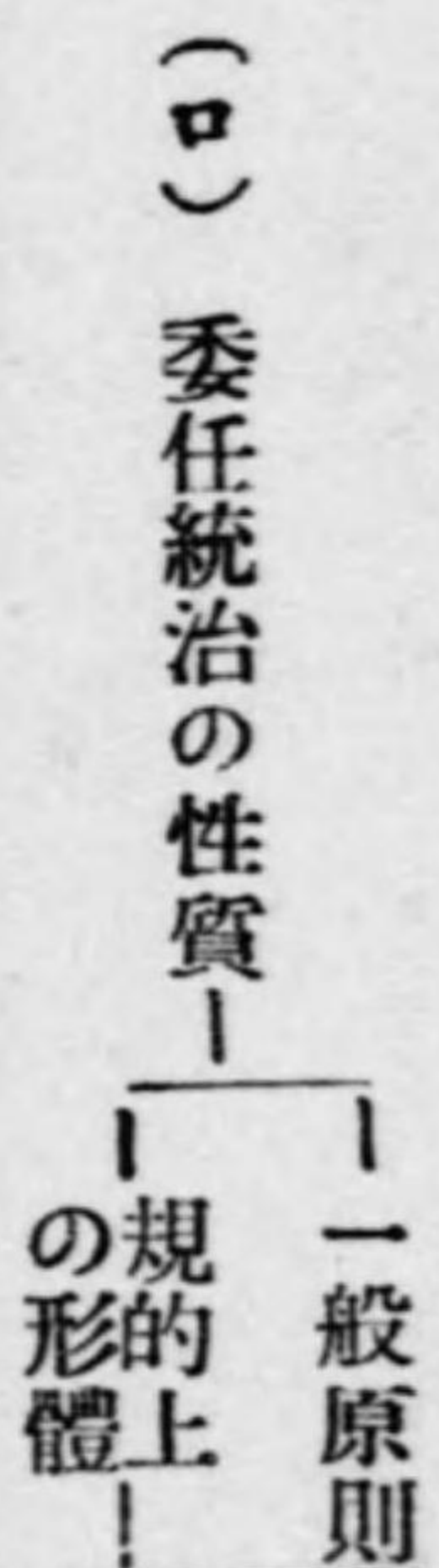
(ハ) 聯盟國は本規約の條項と兩立せざる聯盟國相互間の義務又は了解が各自國の關する限り凡て本條約により廢棄せらるべきものなることを承認し且つ今後本規約の條項と兩立せざる一切の約定を締結せざるべきことを誓約す。

聯盟國となる以前本規約の條項と兩立せざる義務を負擔してゐる聯盟國は直に該義務の解除を得る

の處置を採ることを要す。

(二) 文化的職責

(一) 委任統治



第一種 行政的幫助

委任の性質に就ては人民發達の程度、領土の地理的地位、經濟狀態其他類似の事情に従ひ差異を設くることを要す。

被後見國

統治の性質

委任國の選定

(註) メソポタミヤの如き英國委任國となるべきも未だ確定に至らず。

第二種 不完全委任統治

被後見國

統治上の制限

(註) 議會均等認めらる。

東 アフリカ
 西 アフリカ
 西 大平洋、ヒスマルク島、ニュウジランド島

第三種 完全委任統治

被後見國

統治の性質

領土の構成部分として委任國の國法の下に治む。

(註) 赤道以北、日本

ナウル島、英國

此の場合には機會均等は認められず、日本は二種に於けるが如く機會均等を主張せしも英國之れに反對せり然れども日本政府は第三種に於ても帝國臣民の利益を拋棄せしものに非ざる旨宣言せり。

(二) 國際行政の統一

聯盟國は現行又は將來協定せらるべき國際條約の規定に選由し。

(イ) 自由内に於て及び其の通商産業關係の及ぶ一切の國に於て男女及兒童のために公平にして人道的

なる勞働條件を確保するに力め且つ之がため必要な國際機關を設立維持すべし。

(ロ) 自國の管理に屬する地域内の土着住民に對し公正なる待遇を確保することを約す。

(ハ) 婦人及兒童の賣買並阿片其他の有害藥物の取引に關する取締の實行に付き一般監視を聯盟に委託すべし。

(ニ) 武器及彈藥の取引を共通の利益上取締るの必要ある諸國との間に於ける該取引の一般監視を聯盟に委託すべし。

(ホ) 交通及交通の自由並に一切の聯盟國の通商に對する衡平なる待遇を確保するため方法を講ずべし
右に關しては千九百十四年乃至千九百十八年の戰役中荒廢に歸したる地方の特殊の事情を考慮すべし。

(ハ) 疾病の豫防及撲滅のため國際利害關係事項に付措置を執るに力むべし。

(三) 國際行政機關の統一

(四) 赤十字機關の平和的目的に利用。

第四節 國際聯盟批判

國際聯盟に對する一般的非難の要點

國際聯盟は架空的のものにして實現不可能にして而も主權を拘束するものとする他に主に五點を擧ぐることを

得。

- (一) 戦勝國の利益をのみ計る、講話條約の一部となせば不當なり。
- (二) 五大國の利益を計り他を顧みざること。
- (三) 聯盟組織不完全、聯盟各國に對して實力を加ふる組織なきこと。
- (四) 官僚的にして民主的ならざること。
- (五) 國際聯盟は平和を確保する實力なし。

次にOppenheimの聯盟に對する概評。

- (一) 脱除名。
 - (二) 政治問題の解決を外交官政治家より成れる理事會に一任するの不可なること、宜しくCouncil of Conciliationを新設して公平正當に解決すべし。
 - (三) 國際紛議に關する仲裁裁判の如きも任意的のものにあらずして當然義務的のものたらしめざるべからず。
 - (四) 條約改正は組合に委任するは當を得ず、理事會Council of Conciliationに委任すべきものとす。
 - (五) 平時國際法に違反したるとき當該國を處罰せず無干渉なるは不可。以上五つの要素を擧げて國際聯盟を反對的立場より批評せり(Oppenheim International Law 3. edition)によらる。
- 余は左の二點よる聯盟の不完全を改正し聯盟本表の理想に向つて進むべきことを主張す。
- (一) 國際聯盟は世界的平和、列國の協調を目的とするものなるを以て人種平等は當然認むべきものとす、之

れを認めざるは國際聯盟の本來の理想と矛盾せるものにして聯盟の耻辱なり。

- (二) A、B、C式の區別なり、列國協調を計らんとする目的により聯盟各國の通商を妨げず、宜しく機會均等を與ふべきものとす。

第五節 國際聯盟とは如何なるものなりや

- (一) 聯盟と聯盟各國との關係は米合衆國の各國に對する關係にあらず、即ち國家の上に存在する國家にあらず。
- (二) 聯盟は單なる條約にあらず、聯盟が各種の權利を有することを各國之れを認む、何國の主權にも屬せざるものに對して權利を行ふ、例へばダンチヒ自由市に對する保護權、聯盟各國が強ひて規約に反し戦に訴へんとする場合の干渉又規定に反し戦を開けるとし理事會、總會の決議によりて各國相率ひて當該國に戦宣を公布するが如き又聯盟の統治委任權の如き之れなり。
- 實に聯盟は超國家にもあらず、單獨なる國家にもあらず、世界各國を以て組織する一個の團體なり。
- 聯盟未だ世界萬國の國際法たる域に達せざるも其の實質に於て之を理想とせる點より觀察して法人と稱するも妨げなかるべし。

Oppenheimは其の著國際法(十三卷)に於てAnternational perron (sui generis)と稱せり。

聯盟理事會の審査

聯盟規約によるに聯盟國は國交斷絶の虞ある紛争發生し來れる場合仲裁裁判乃至聯盟理事會の審査に付託する事を言明せり、而して同條にはその争に付て仲裁裁判あるか又は理事會の審査ありし場合にはその後三ヶ月經過するにあらずんば戦争に訴へ得ざることを言明したり、之は平和的處理條約により認められたる審査委員會とは性質及效力を異にす前者は事實そのものの確定をなすのみなるが國際聯盟理事會にありては夫以上の重大なる效力あり、即規約第十五條に於ける審査は問題の曲直は裁判し得ず此點に於ては仲裁裁判と異なるも理事會は兩者の言分を聞き或方法により問題を解決を兩者之を承諾すれば問題消失す、此點に於て居中調停に一步を進めたるものなり、即居中調停は解決方法の提供によりて當事國をして争を止めしむるも之は理事會の提案を當事國をして承認せしめるなり、殆んど干渉に近けるものなり、斯くして當事國之に同意すれば提案は之を發表す、若しも理事會の審査に兩國共に承認せざる時は如何と云ふに此場合と雖も尙重大なる效力あり即ち審査に不服なる國は承知せる國に對して戦争を開始するを得ず、若し戦争を開けば聯盟理事會は之に對して壓迫を加ふ、裁判に非ざるも之と殆ど類似の效力を有するなり。

聯盟理事會の審査は一方のみの依頼によりて當事兩國を拘束するなり、義務的性質を存するものにして既往に於て純然たる干渉たりしものが今日よりは當然權利となれり。

國際司法裁判所

此實現さるる前と雖も設立希望の思想は具體的に行はれ居たり、即ち第二回Hobbes平和會議に於て常設仲裁裁判所の規約改正さると同時に二個の裁判所が計畫されたり、即ち國際捕獲審檢所及仲裁司法裁判所——本來は司法的仲裁裁判所の義なり——の二者とす、然るに第二平和會議に於ては國際捕獲審檢所のみ條約案として成立し仲裁司法裁判所は成立するに至らず、只將來開催さるべき平和會議に於ては希望的に審議さるべきことを保留さるるに至れり、然るに國際捕獲審檢所も又各國の批准を得るに至らずして止めり。

國際捕獲審檢所とは戰事各國に設けられ、國內に於ては普通の捕獲審檢所と及高等捕獲審檢所を設けて捕獲の當否を決するものなるが各國主義を異にして國際上煩雜なる結果を來す故ここに國際捕獲審檢所設置の議起るに至りしなり、然るにその裁判官に付ては世界の八大強國が各一名宛の裁判官を出し總ての他の小國に於ては捕獲により交代して裁判官を出すこととなる、而して十五名を以て裁判官の定員となすも九人の裁判官あればここに裁判成立することとなる、即ち強國に絶對的權能を認めたるなり、之に對してはその性質上強國の優越の承認成立せるなりその批准成らざる所以は六大強國の内部に於て充分希望せざるものありしが爲なり、次に然らば何故に仲裁司法裁判所成立せざりしか、及びその必要を認めたるかと云ふに常設仲裁裁判所は實質に於て常設に非ず又双方合意にて訴ふるに非ざれば裁判をなし得ず、動もすれば判決に聯結性統一性を缺く、故に純然たる法律的權利義務の問題は斯くの如きものにては不充分なり、於此實質上の常設裁判所即ち統一あり連絡ある裁判所の必

要を認むるに至るなり。

又權利義務問題に付ては相手方の合意なくして訴ふる權利即ち相手方に對して應訴の義務を認めしめざるべからず、即ち裁判所をして強制的管轄權を有せしめざるべからず。

常設仲裁裁判所は妥協的の争を解決するには適當なりと雖も法律の適用に付ては之はその性質上適當ならず、於此常設司法裁判所を設置せざるべからず、然れども當時にありては甚だ困難なる故差當り司法的仲裁裁判所を設置するを以て便なりとす、於此該裁判所設置の説盛となれるなり、然るに裁判官の選任に付て甚だ困難なる問題起れり、その性質捕獲審檢所の如く強大國にのみ之を委する能はず之小國の唱へる所なり、又大國にとりても自己の欲する裁判官に非ずんば萬事を托す能はず於此この草案は全く成立を見るに至らざりき、その他應訴の義務を認めるの可否及現在國際法の不完全よりして司法裁判所の成立に反對するものありたり、大戦後國際聯盟なる司法的裁判所を設立することを明言するに至れり、國際聯盟にありても最初は仲裁裁判所と司法裁判所とを混同せるも今日に於ては全然區別するに至れり、それ程兩者の思想は關聯せるなり、然らば如何にして構成するや、聯盟理事會は世界の主なる公法學者に依頼してその構成法を立案せしむるに至れり、五大強國の外七少弱國の公法學者を出して之に参加せしめたり、名は公法學者なりと雖も事實は政治上の有力者を派遣して之に關與せしめたるなり、此會議に於ては米國が先に第二回平和會議に主唱せる提案を原案として發達せしむるに至れり此間の最も困難なる點は、

(一)應訴の義務を認むるや否や(二)裁判官の選任の二問題なりとす。

第一點に對しては殆んゞ全會一致を見たり、只日本代表者安達峯一郎氏のみは之に對して極力反對せしも他國

の勸誘により遂に議を擲つに至れり。

第二點に付ては小國は各國平等權を認めて各一名宛を出さしむることを唱へたり、反之五大國はその特權を主張したりしも後餘りに勢力濫用の嫌あるを以て遂に放擲し只選任は國際聯盟が之をなすこととなし而も五大國の特權ある理事會と各國共に平等權ある總會との兩者の絶對多數を以てなすべしと規定するに至れり、之れに對してすら一部殊に和蘭學者の反對を見たりしも米代表ル・ト氏は辯明して曰く「司法裁判所は只小國の利益の爲にのみ設けられしものなり大國は之によらずとも充分紛議を解決し得る故に大國が獨り犠牲を出せるのみにて小國は何等犠牲なし故に大國に特權を認めざるべからず、又平等なる意義は主權そのものの平等を意味するに非ずして主權行使に對してのみの平等なり、もし小國にして尙反對するならば裁判所は建設を見ざるに至るべし」と、後ブラッセルに於ける理事會に於ては裁判官の選任に付ては英國バルフォアの反對により削除せらるるに至れり、乍然之に對する多數小國に反對により遂に應訴の義務を任意に認むる國家にありては之を認むるも可にして聯盟規約調印の際之が承否を決することとなれり。

爾來義務的と認めたる小國十八あり、將來に於ては強大國と雖も之を義務的と認むるに至るべし。

國際司法裁判所はその性質により國籍の如何に拘はらず有力なる學者十一名より成り常にHagueに設置せらるるものなり、裁判官の任期は九年にして職を免せらるることなし、國際司法の裁判官は係争當事國と何等の關係なし、此點に於て仲裁裁判と異なるなり、又裁判官は其本國に對して無關係なり、加之本國の政治上其他あらゆる關係より脱却せるものなり。

第三には國際聯盟より獨立するものなり、國際聯盟より俸給を受くるも之に拘束さるるものには非ず、只同僚

の制裁あるのみなり、其他に於ては何等裁判官を拘束することなし。

裁判官の候補者選任に就ては各國は裁判官の欠員ある倍數を出し得るも二名以上は外國人中より選任せざるべからず。

管轄は義務に非ずして付託なり、又ここに注意すべきは司法裁判所は國際聯盟の諮詢機關たるなり事實上國際聯盟の之に乞ふて以て司法裁判所より得たる法律的問題の解決は常に國際聯盟を拘束するに至るべし、遂には國際裁判所の判決は國際法上に於ても Judge-made-law を形成するに至るべし。

國際司法裁判所は如何なる點に於て仲裁裁判所と異なるかを求むるに次の三點あり。

一、裁判所構成上に於て異なる

同じ裁判官が九ヶ年之を行ひその職とする所は他の何者にも拘束さるることなし。

二、裁判管轄上の相違

仲裁裁判は仲裁契約により裁判官に委任したる裁判管轄権のみを行ひ得、反之司法裁判所に於ては係争國が付託することは必要なるも夫以上は何等制限を加へ得ず、又之を義務的と認むる國家間に於ては強制的權利をも有す、尙争なき場合と雖も國際聯盟の要求に應じて解答を與ふる權限あり。

三、訴訟手續

仲裁裁判は當事者の定むる手續によるも司法裁判は裁判所の定めたる規約に基きて訴訟を進行するものなり。

斯の如くして妥協的裁判權は遂に消滅してここに司法裁判成立し當事國を拘束するのみならず更に第三

國をも國際法の解釋に付ては拘束するに至るべし。

ミスプリント甚だしく有る。

平時國際法終

昭和三年五月二十五日 印刷
昭和三年六月一日 發行

(非賣品)
(平時國際法與附)

不許
複製

發行兼編纂者
東京市牛込區神樂町二丁目二十五番地
巒 國 太郎

印刷人
東京市外中野上町二六六二番地

德 永 克 己

東京市牛込區本村町二番地

印刷所
關 印 刷 所

發行所

東京市牛込區神樂町
二丁目二十五番地

國文社出版部

電話牛込 三八六八番
一、五九五番
振替東京四三、九〇五番

2/80/79



